

令和2年 朝日村議会

12月定例会会議録

令和2年 12月3日 開会

令和2年 12月14日 閉会

朝 日 村 議 会

令和二年 朝日村議会十二月定例会会議録

令和二年 朝日村議会十二月定例会会議録

朝日村議会

朝日村議会

令和2年朝日村議会12月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月3日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○請願・陳情の報告	7
○議案第99号から議案第121号までの上程	7
○議案提案説明	7
○議案内容説明	14
○散 会	14
○署名議員	17

第 2 号 (12月10日)

○議事日程	19
○出席議員	19
○欠席議員	19
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	19
○事務局職員出席者	19
○開 議	20

○議事日程の報告	2 0
○会議録署名議員の指名	2 0
○諸般の報告	2 0
○一般質問	2 1
齊藤勝則君	2 1
上條昭三君	3 2
北村直樹君	3 8
上條俊策君	4 6
高橋良二君	4 8
清沢正毅君	5 1
高橋廣美君	5 6
林邦宏君	6 2
中村文映君	7 1
○散会	8 0
○署名議員	8 1

第 3 号 (12月14日)

○議事日程	8 3
○出席議員	8 4
○欠席議員	8 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 4
○事務局職員出席者	8 4
○開議	8 5
○議事日程の報告	8 5
○会議録署名議員の指名	8 5
○諸般の報告	8 5
○常任委員長の報告	8 6
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	8 7
○議案第99号から議案第121号までの質疑、討論、採決	8 9
○議案第122号から議案第125号まで並びに発議第4号及び発議第5号の上程	9 9

○議案提案説明	99
○議案内容説明	100
○議案第122号から議案第125号まで並びに発議第4号及び発議第5号の質疑、 討論、採決	101
○議員派遣について	103
○閉会中の継続調査の申出について	104
○村長挨拶	104
○閉 会	105
○署名議員	107

令和2年朝日村告示第77号

令和2年朝日村議会12月定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月27日

朝日村長 小林 弘 幸

1 期 日 令和2年12月3日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	北 村 直 樹 君	11番	塩 原 智 恵 美 君

不応招議員（なし）

令和2年朝日村議会12月定例会 第1日

議事日程(第1号)

令和2年12月3日(木) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 議案第 99号 朝日村議会議員及び朝日村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

第 6 議案第100号 朝日村公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第101号 朝日村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第102号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第103号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第10 議案第104号 朝日村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について

第11 議案第105号 朝日村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について

第12 議案第106号 朝日村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

第13 議案第107号 朝日村かたくりの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 第14 議案第108号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第109号 古見ふれあい親水公園施設設置条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第110号 朝日村教育資金利子補給金交付条例を廃止する条例について
- 第17 議案第111号 朝日村障害者等共同作業訓練施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 第18 議案第112号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第19 議案第113号 村道路線の廃止について
- 第20 議案第114号 村道路線の認定について
- 第21 議案第115号 令和2年度朝日村一般会計補正予算（第8号）について
- 第22 議案第116号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 第23 議案第117号 令和2年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第24 議案第118号 令和2年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第25 議案第119号 令和2年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第26 議案第120号 令和2年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第5号）について
- 第27 議案第121号 令和2年度朝日村下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第28 議案提案説明
- 第29 議案内容説明

出席議員（10名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 1番 | 上 條 俊 策 君 | 2番 | 高 橋 良 二 君 |
| 3番 | 清 沢 正 毅 君 | 5番 | 高 橋 廣 美 君 |
| 6番 | 林 邦 宏 君 | 7番 | 中 村 文 映 君 |
| 8番 | 齊 藤 勝 則 君 | 9番 | 上 條 昭 三 君 |
| 10番 | 北 村 直 樹 君 | 11番 | 塩 原 智 恵 美 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林弘幸君	副村長	小池貴浩君
教育長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	塩原康視君
企画財政課長	上條晴彦君	住民福祉課長	上條文枝君
建設環境課長	上條浩充君	産業振興課長	清沢光寿君
教育次長	上條靖尚君	子育て支援 課長	中村聡子君

事務局職員出席者

議会事務局長	上條裕子君	主事補	石田和香君
--------	-------	-----	-------

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（塩原智恵美君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年朝日村議会12月定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塩原智恵美君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塩原智恵美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

7番 中村文映 議員

8番 齊藤勝則 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（塩原智恵美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月14日までの12日間と決定しました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長です。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情はお手元に配付しました

請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議案第99号から議案第121号までの上程

○議長（塩原智恵美君） この際、日程第5、議案第99号から日程第27、議案第121号までの議案を一括上程します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第28、ただいま提出されました議案第99号から議案第121号までの議案提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。

本日ここに、令和2年朝日村議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、議員、村民の皆様方には、常日頃より村政へのご協力に対し感謝を申し上げます。

昨年秋は、台風19号等大型台風の襲来が相次ぎ日本中が大きな災害に見舞われ、いまだに復旧活動が終わらない地もあります。当村では1年をかけ備えを充実させてきましたが、幸いなことに台風等、災害は少なく安堵いたしました。

年度内には、消防無線をアナログからデジタル方式に変更し、無線の中継基地を新設し全村をカバーできるようになります。

昨年、初めて朝日村でも避難所を開設しましたが、設備は不十分でした。新たに仕切り板等、コロナ対策用品も拡充してまいりました。今後も「備えあれば憂いなし」のことわざのごとく、備えを充実してまいります。

去る10月19日と11月12日に火災が発生し、1軒は全焼となりましたが、幸いにけが人はおりませんでした。2件の火災で共通し、朝日村の底力だと思ったことは、消防隊が到着する前に近所の方々の献身的な消火活動が行われていたことです。心から感謝を申し上げます。

また、2件の火災について、松本広域消防から延べ46名、車両が15台、朝日村消防団は述べ169名、車両14台の出動があり消火活動が迅速に行われました。改めて感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスに関しましては、2波を超え、さらに大波と目される第3波が猛威を振るつつあります。全県下警戒レベル3となりました。ワクチン等特効薬がない限り、この波はさらに増幅し繰り返し押し寄せるものと思います。

なお、今日の新聞にも報道されておりましたが、いよいよワクチンが認可され始めております。それが早く朝日村にも届くことを願っております。

朝日村の皆様におかれましては、新たな生活様式を基に自己防衛を引き続きとっていただくことと、感染が拡大する県外地域へは訪問そのものを控えることをお願いしたいと思っております。しかしながら、どうしても感染拡大地域との往来が必要な場合に、村にウイルスを持ち

込まないためにも、希望される方にはPCR検査費用の補助を検討しております。例えば、学生さんの帰省時や、65歳以上で基礎疾患のある高齢者の方がそのような地を訪れた場合などでございます。

ここで新型コロナウイルス感染症に関する各種支援について一旦まとめてみますと、今回含め8度の補正予算を編成し、総額7億円を追加して対応を行っているところであります。主な事業としては、一人10万円支給の国の特別定額給付金、子育て世帯臨時特別金などの補助事業が約4.7億円。村独自の取組として、地方創生臨時交付金を活用し、生活応援、学生応援、新生児応援、中小企業等事業継続などの緊急給付金のほか、保育園、小学校、不特定多数が使用する公共施設等への感染症対策環境整備、村民、地域へのマスク等の感染症対策用品の配付など単独事業が約2.3億円となり、支援テーマは60項目になります。

続きまして、9月議会以降動きのあった重要テーマについて、進捗の報告をいたします。

初めに、総務課関係でございます。

ヘリポートの関係ですが、土地収用法での土地取得のめどが立ち、土地所有者との承諾も取れましたので工事に着手し、来年3月末に完成をする予定でございます。朝日村においては初めての常設ヘリポートで、芝生の部分にはベンチも設置しますので、普段は村民憩いの場としてご利用をいただきたいと思います。

緊急減災防災事業を取り入れた第5分団の詰所、この新築工事ですが、12月22日に竣工検査、そして関係者への見学会を経て年末の夜警より使用できる運びとなりました。

続きまして、企画財政課関係でございます。

旧役場庁舎の方向付けに関しましては、約2年にわたり建物に関する活用や、構造調査、村民意向調査等を行ってまいりました。最終的に、地元の小野沢区の皆さんの意向調査の結果や、議員の皆さんのご意見も参考に、旧役場庁舎の記録を残した上で、今後取壊しの方向で計画を進めてまいりたいと思います。

買い物バスの利用状況ですが、10月、11月の利用は1便平均5.6人となり、定着してきたと思われまます。新たなサービスとして、帰路は自宅近くでの下車を可能といたしました。また、家族の車を利用して片道のみ乗車される方など新たな活用法も出てきております。

国勢調査が行われました。調査員としてご協力いただいた皆さんにはお礼を申し上げます。なお、人口の公表は来年の6月頃になる見通しでございます。今回の調査のオンライン回答は43.5%で、5年前の調査では31.9%でしたから、約11.6ポイントほど伸びたこととなります。今後、デジタルトランスフォーメーション、そういったDX事業を進める上で非常に参

考になる数値となりました。

次に、住民福祉課関係でございます。

マイナンバーカードの普及促進について、令和4年度末までに全国民の取得を目指すように国から通達がなされました。これを受け、令和2年度末までに未取得者へ再通知があり、各自治体が取得に向けた対応を行います。朝日村でも休日及び夜間窓口の開設等、窓口体制の強化を図り対応をしていく予定でございます。

次に、建設環境課関係でございます。

10月より松ノ木橋の長寿命化工事に着手いたしました。ご不便をおかけしておりますが、12月の末には通行可能となります。また、今回の工事で改めて松ノ木橋の重要性を感じた次第です。災害等で長期に通行止めとなった場合を想定いたしますと、鎖川の右岸と左岸のバランスのとれた各種災害対策を念頭に入れる必要性を感じました。

水道の関係ですが、舟ヶ沢の取水口の更新事業は既に着手し、来年3月に完成いたします。大尾沢の浄水場ですが、耐用年数が過ぎ耐震もないため、来年度新規施設を建設予定で、現在は設計業務に入っております。

次に、産業振興課関係でございます。

あさひプライムスキー場を中心に、5施設の指定管理に共同事業体タジマモーターコーポレーション朝日が決まり、10月1日より活動を開始いたしました。10月20日にコテージのオープン、そして今後は12月12日にスキー場のプレオープン、19日にグランドオープンという運びになります。コロナ禍ではありますので、十分感染対策をし、多くの村民の皆様にもご利用いただきますようお願いをいたします。

次に、教育委員会関係でございます。

初めに、中央公民館講堂のアスベスト除去工事と公民館の耐震工事については、11月より工事に着手し来年の3月完成予定でございます。もうしばらくご不便をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

コロナ禍における学生への支援として、1人3万円の学生応援緊急給付金は11月で締め切りましたが、108件の申請がございました。コロナ禍で学校に通学できなかつたり、また、思うようにアルバイトができなかつたりと苦しい中での給付金に、大変ありがたいという声が多く寄せられております。

ほほ笑ましい話題としては、あさひ保育園では10月より参観日や学年ごとのミニ運動会を開催し、子育て支援課では各種親子教室を9月から再開し、子育て中の親や子供たちが久し

ぶりに会い、楽しげに話したり遊んだりする和やかな姿が見られるようになりました。

また、乳幼児が安全に遊べるように、子育て支援センター裏の空き地に遊び場の整備も始まりました。

朝日小学校では、GIGAスクール構想によるタブレット端末を全児童が使用できるよう学校内のネットワーク整備を進めております。導入は来年2月下旬になる見込みです。また、3密を避けるため廊下まで教室を広げておりますので、冬場に向け間仕切り用のパーティションやヒーターを導入いたします。

鉢盛中学校では、松本市の中学では先頭を切ってタブレットPCが納入され、12月1日に全生徒に渡す貸与式がございました。今後の活用と成果に期待をするものでございます。

次に、土地開発公社関係でございますが、向陽台住宅団地の第3期工事の進捗でございます。氏神遺跡の調査も終了し、来年の3月に工事終了となります。1月からは営業活動を開始し、販売は4月からとなります。

以上、直近のトピックス的なものをご紹介をいたしました。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

本日提案いたしました議案は、条例13件、辺地1件、道路2件、予算7件の計23件でございます。

まず初めに、議案第99号 朝日村議会議員及び朝日村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきまして、公職選挙法一部改正に伴い、村議会議員及び村長の選挙における選挙運動に関わる費用を公費負担することに関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第100号 朝日村公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、村の指定管理者制度の適正な運用を図るための改正を行うものでございます。

次に、議案第101号 朝日村行政手續等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、情報通信の技術で村と指定管理者がつながることを避けるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第102号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、法及び条例の引用において所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第103号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、報酬を支払う者の一覧に新たに委員を追加するため、所

要の改正を行うものでございます。

次に、議案第104号 朝日村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例につきましては、契約できる範囲を地方自治法施行令第167条の17の規定に照らし合わせて見直しをするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第105号 朝日村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、令和2年度税制改正に伴い一部を改正するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第106号 朝日村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和2年度税制改正に伴い一部を改正するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第107号 朝日村かたくりの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、字句の修正に伴い所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第108号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、平成30年度の税制改正に伴い、国保税の軽減割合等所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第109号 古見ふれあい親水公園施設設置条例の一部を改正する条例につきましては、休業日及び利用料金等の承認の条件等の所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第110号 朝日村教育資金利子補給金交付条例を廃止する条例につきましては、柔軟な制度内容の見直しが必要となることから、要綱として整備するため条例を廃止するものでございます。

次に、議案第111号 朝日村障害者等共同作業訓練施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきましては、施設の設置目的が終了しているため条例を廃止するものでございます。

次に、議案第112号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、朝日村辺地総合整備計画を変更するに当たり、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第113号 村道路線の廃止につきましては、村道の一部を廃止するに当たり、一旦全線を廃止するため、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第114号 村道路線の認定につきましては、全線廃止した村道を再び認定、また県営中山間土地改良事業により整備される村道、向陽台住宅団地第3期造成で整備される村道を認定するため、議会の承認をお願いするものでございます。

次の議案第115号から121号までは補正予算でございます。

初めに、議案第115号 令和2年度朝日村一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ7,250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億910万円とするものでございます。このうち歳入の主なものは、地方交付税2,327万円、使用料及び手数料マイナス1,478万円、国庫支出金518万円、繰越金6,215万円、村債マイナス890万円でございます。歳出の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策事業として朝日村新生児応援緊急給付金給付事業300万円、PCR検査等費用助成事業200万円、保育園保育室改修事業1,071万円、小学校トイレ自動水洗化事業1,890万円などのほか、地方財政法に基づく前年度繰越金の財政調整基金積立金6,215万円、旧庁舎のアスベスト調査費用150万円をそれぞれ増額し、防火水槽設置事業の事業変更に伴い891万円を減額するものでございます。

次に、議案第116号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ360万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億5,968万1,000円とするものでございます。主に、保険給付費過年度精算によるものでございます。

次に、議案第117号 令和2年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ297万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,715万9,000円とするものでございます。主に報酬改定、システム改修等の増額をするものでございます。

次に議案第118号 令和2年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算からそれぞれ13万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,916万7,000円とするものでございます。前年度繰越金の精査によるものでございます。

次に、議案第119号 令和2年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算からそれぞれ147万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,915万6,000円とするものでございます。主に新たな指定管理運営に伴う予算の精査によるものでございます。

次に、議案第120号 令和2年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第5号）につきましては、収益的支出の既決予定額に9万9,000円を追加し総額を1億722万7,000円とするものでございます。主に時間外手当等に伴う人件費の増額です。

次に、議案第121号 令和2年度朝日村下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出の既決予算額に98万1,000円を追加し、総額を2億6,915万8,000円とし、資

本的収入の既決予定額から865万円を減額し総額を1億8,714万6,000円とし、資本的支出の既決予算額から150万円を減額し、総額を2億5,665万円とするものでございます。主に資本費平準化債元利償還に伴う企業債償還金560万円の増額、補助事業の事業費確定に伴い工事費710万円を減額するものでございます。

以上、本日提案いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。担当課長及び担当者から補足説明を行いますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◎議案内容説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第29、議案第99号から議案第121号までの議案内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明会は本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩します。

休憩 午前 9時27分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 1時37分

○議長（塩原智恵美君） これより、本会議を再開します。

◎散会の宣告

○議長（塩原智恵美君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時38分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年朝日村議会12月定例会 第2日

議事日程(第2号)

令和2年12月10日(木) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

出席議員(10名)

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	北 村 直 樹 君	11番	塩 原 智 恵 美 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	小 池 貴 浩 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会計管理者兼 総務課長	塩 原 康 視 君
企画財政課長	上 條 晴 彦 君	住民福祉課長	上 條 文 枝 君
建設環境課長	上 條 浩 充 君	産業振興課長	清 沢 光 寿 君
教育次長	上 條 靖 尚 君	子育て支援 課長	中 村 聡 子 君

事務局職員出席者

議会事務局長	上 條 裕 子 君	主 事 補	石 田 和 香 君
--------	-----------	-------	-----------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（塩原智恵美君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塩原智恵美君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塩原智恵美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

9番 上 條 昭 三 議員

10番 北 村 直 樹 議員

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（塩原智恵美君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申合せの順に行います。質問席にて、議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて35分と決められています。簡潔にお願いします。また、時間5分前になりましたら、事務局より鈴でお知らせしますので、お含みおきください。

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（塩原智恵美君） 最初に、8番、齊藤勝則議員。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 8番、齊藤勝則でございます。

私、今日は3問の質問ですが、多少、薬の影響で声がかすれているので、聞きにくい点があると思いますが、よろしく最初をお願いします。

それでは、質問に移りたいと思います。

1番目の質問でございます。

遊休荒廃農地の解消への提言ということでございます。ちょっと文章を読んで質問したいと思います。

今現在、朝日の5地区内に必ずと言っていいくらい雑草が繁茂している田畑が見受けられます。このまま放置しておくと、いわゆる全体の優良農地にいろいろな形で迷惑をかけてしまうかもしれないということでもあります。たとえ私のような小作でも、作付していても、手が回らねば、隣地に草などで影響を及ぼすのは必然であります。そして、今の団塊の世代がいよいよ75歳、後期高齢化してきまして、後継者の育っている方はいいと思うんですが、後継者のない、いわゆる小作農家が増えてくれば、さらに作ることが大変になって離農が進むのではないかと懸念しているわけでもあります。

が、新聞、その他でもいろいろな論評の中で出ているんですが、新型コロナ経済対策、G o T o トラベル、G o T o イートというのをやっているわけですが、経済的に見る

と、ある部分までは取り返しが来ているんだけど、あまりなく、逆にこの新型コロナのGoToイート、GoToトラベルで私はコロナが今の第3波を迎えていると、こんなふう
に思うわけでございます。

そこで、一番可能性のある職業であると思うのが、私は農業であると思います。3密も少ないし、今、世界の農産物がなかなか、このコロナのおかげで自国の食料確保で入ってこないというのが多いそうです。そこで、現状の中だからこそ、少しでも農業を再生する形、朝日村の人口ビジョンいろいろありますが、その中で力を入れていく方面ではないかなと、こういうふうに思うわけです。

私は農業、前にも言ったことがあります、その国のまさに武力ではなくて、国防になる、自分の国の農産物を使って、自分の国になるべく賄える、これこそ国防だと思うわけでございます。

そこで質問でございますが、1番目、雑草荒廃農地を、一番には就農したい人、そして既にあるシルバー人材の人たち、またJAのところとも絡みますが、チャレンジセンター、もちろんJAや行政も支援、協力して、作物が作れるような田畑に変えるために手を入れてはどうでしょうかということでもあります。これは、いわゆる小規模でも付加価値の高い農作物を作る、こういう点で、私は今後開ける部分があるのではないかとということで1つ目です。

それから2つ目、国の自給率が過去には40%以上を目指してやるということをやったんですが、中折れで、いまだにまだ40を届かないような状況であります。例えば納豆になるとかみそになる、しょうゆのもとにもなる原料の大豆なんかは、比較的草が多少あってもしょうが強いというんですか、こういうところに向いているのではないかなということで、そういうようなものも作付して、こういう空き畑、田んぼを使ってみたらどうかということでございます。

それから3番目、小物作物をJAで営農指導し、作り方を教えてやれば、朝日農業の今のほとんどは葉野菜一辺倒でございます。レタスとか、それから白菜、各種のレタス、そういうものほとんどが占めているわけでございますが、私は小規模小作農家でも、いわゆる付加価値をつければ、今、都会から脱サラをして、自分で起業したい、その中で農業をやってみたいという方もあちこちの新聞の資料で見ます。そういう中で、やはり将来的に私は農業というのは結構魅力のある職業ではないかという思いでありますので、そこら辺のことについて、ちょっと行政のほうにお考えを聞きたいな、こういうことでございます。

1番目の質問はそういうことでございます。よろしく申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、議員御質問の遊休荒廃農地解消への提言についてお答えいたします。

初めに、遊休農地につきましては、本村では農地法に基づき、農業委員会が毎年1回、農地パトロールを行い、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対しまして、今後の対応に関する意向調査を実施しています。

令和元年度の状況でございますが、農地面積533ヘクタールのうち、約11ヘクタールが遊休農地となっております。内訳は、田んぼが5ヘクタール、畑が6ヘクタールでございます。古見原や西洗馬原圃場におきましては、ごくわずかな発生する場合がございますが、地権者に草刈りを依頼し、管理いただくなどで、遊休農地の防止に取り組んでございます。古見原や西洗馬原圃場以外では、特に山沿いに面した田畑、特に御馬越、北村、本郷、上組地域でございますが、そういったところで草等が生い茂り、荒廃農地化しているということで行政も認識してございます。特に今年度は、本郷から上組、三ヶ組の山沿いで、猿の出没が多く、農作物被害が発生しております。引き続き鳥獣被害防止対策を実施し、遊休農地とならない対策が必要と捉えております。

そこで、議員御質問の就農したい人やシルバーの人たち、チャレンジセンター、そして行政、JAが支援、協力して作物が作れる田畑に変えるために手を入れたらどうかという御質問でございますが、議員ご承知のとおり、現在、村では村内6か所で圃場整備事業に取り組んでおり、基盤整備による農地の大区画化などを行うことで、荒廃農地の発生の防止と解消を行うものでございます。

しかし、遊休荒廃農地の再生利用への取組は、農業委員会や村だけで解決するものではございません。JAや地権者、また地域における主体的に取り組む農業者などが重要と捉えてございます。

なお、荒廃農地対策は全国的な課題でございまして、地域が一体となって荒廃農地を一括して営農する取組や地元企業が中心となって再生活用する取組、また、村農業委員会、JA等が連携した取組など、様々な事例が全国的に報告されてございます。当村におきましても、引き続き農業委員会を中心に、遊休農地の把握に努め、JAとの連携を深め、農業者の自主的、自発的な取組の誘導や地域ぐるみの取組の推進など、多様な手法による遊休農地対策を

検討してまいります。

次に、大豆、麦、ネギなどを荒地に作付したらどうかという御質問でございますが、JAに確認しましたところ、そばは無肥料であり、作付しやすく、大豆や麦は水はけがよい農地が必要というお話をいただいております。しかし、誰がどう土づくりをして維持していくのか、生産後の作物の活用法は、人、機械設備の生産体制など、多くの課題があると認識しております。JA等と連携する中で、農業者皆様の声を聞きながら検討してまいり所存でございます。

次に、小物作物をJA等で営農指導し、小規模付加価値経営を推進したらどうかという御質問でございますが、現在、地方創生事業によるアグリ・チャレンジセンターの一主要事業として、小規模流通、多様な販路、流通の構築について取り組んでございます。葉物野菜の系統出荷中心の多様化や村産こだわり野菜の生産、販売体制の構築を目指し、月3万円ビジネス講座の開催や生産者グループの設立自立化支援による酒米プロジェクトや市街地でのマルシェ開催などの支援に取り組んでございます。

なお、JAでは、これまでも希望する農業者に小物野菜の営農指導を実施しているとのことでございます。

併せて遊休荒廃した農地を再生し、高収益作物につなげ、販路拡大できれば、新規就農者の増にもつなげられると考えておりますので、引き続きしっかりと検討してまいります。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長のほうからいろいろと現状について述べていただきました。

確かに西洗馬とか古見地区のあの広いところに案外少ないんですけども、やはり私が見受けた中では、山沿いに結構そういうところがあって、結局隣でいろいろ作っていても、そういう草がはびこってきて、結構周りに、隣地に優良農地に迷惑をかけているというようなところも見受けられたものですから、こまま手放しておく、私が一番心配しているのが、今時点では非常に農業委員会の皆さんと協力してもらってパトロールしていますし、いいと思うんですが、これから高齢化社会を迎える中で、私は離農がうんと進んでいくのではないかと。

今、課長のほうも言いましたけれども、農協も小物については指導はしてくれてはいるん

ですが、まだやはり主力はレタスや葉野菜なものですから、比較的、うちもそうなんです、小物作物をやっているところには、ちょっと指導とか大変かなという感じは受けているわけでございます。

そこで、例えば都会のほうから会社をある思いで辞めて農業をやりたいという方が来ているところなんかでは、小作、あまり面積最初から広くできないんですけども、中にはその人たちは自分たちでも努力しながら販路の開拓をして、例えば宿泊施設に自分で付加価値の高いものを出しているというような、私そういう記事もたくさん読みました。そういう中で、やはり農業というのは、私はどちらかというと、何でも言うことが聞く将来性のある職業だと思うものですから、ぜひ村としてもそういうところに、朝日村も魅力がある村だよということで、これからも力をかけていってもらいたい、そして荒廃農地を減らしていく、こういうことが今後、高齢化が進む中では、私は一番苦になるところでございます。私自身もいつまでできるか分からない、こういうような中で今後考えていかなければならないなど、こんなふうに思うわけでありませう。

ほかにもう一つ私が過去に2度ほど経験があつて、これも出したことがあるんですが、朝日村人口ビジョンの中で、人口将来ともあまり減らしがないというようなビジョンを立てているわけですけども、2件だか3件相談を受けたことがあつたんです。朝日村で農業をしたい、ある程度畑は確保できる見込みがあつたんですけども、住むところが決まっていないうことで、結局私、いろいろあちこちに当たつたんですが、3人、この朝日村を出ていって、よその自治体で就農するという方がいたんですよ。そういうとき、非常に私、残念な思いをしたんです。やはりこんな朝日村で魅力を感じ、また農業をやってもらいたかつたな。朝日村は非常にいいところなだけけれども、住宅が駄目だ、なくて困つたというようなことで、結局は最終的に振られてしまつたんですよ。そういうようなところがあつて、非常に自分としても悔しい思いをしたことがあるんです。

そこで、こんなことを、私が今回出したのは、農業というのは将来性がある、そういうところには村もぜひ、農地の改善を含め、住宅とかそういうことも考えていただければいいなと思うわけですが、その住宅についてはどうでしょう。ちょっとそこだけ聞いてみたいと思ひます。

○議長（塩原智恵美君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 齊藤議員のおっしゃつたことは当然のごとく、村としても重要課題だ

と捉えています。

それと、その解決策としては、アグリ・チャレンジセンターというものを本格的に立ち上げておりますので、そこでの目標3つというのは、今まさに齊藤議員の言った課題と合致しております。

それで、住宅に関しましては、就農したいけれども、住宅がないというのは、私ども承知しております。今後新規就農者というアグリ・チャレンジセンターの中の一つのテーマとして、その住宅関係も今後取り組んでいくということで、今、方向性を決めておりますので、承知しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） ただいま村長のほうから非常にありがたい意見を聞きまして、心強く思っております。ぜひ農地の改善ばかりではなくて、住宅のほうのチャレンジセンター、その他のそういう中での活躍で、朝日村の農業は将来性がある、こういう村にしていけたら私はいいと思っております。現実荒れた農地を見たりしたもので、すごくそういうことを感じてこういう質問を今回しましたが、今、行政の方たちのお考えも聞きましたので安心しました。よろしくお願いいたします。1番目の質問を終わらせていただきます。

○議長（塩原智恵美君） 2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 2番目の質問でございます。

第3波の新型コロナ対応について。

今の菅内閣の対応では、この大感染を防ぐには遅き失しているとさえ思われます。取り返しのつかないくらいの状態になりつつあるわけでございます。

私は前からこのG o T oトラベルとかG o T oイート、こういうことをやらないと経済が成り立たないと、実際食事とかいろいろ扱っているところは大変なわけですが、結局こういうG o T oイートとかG o T o何々というのをやっているおかげに、波を見てみますと、その影響でコロナが広がっているというのが現実でございます。そんなに新型コロナというもの甘いものではない、こういうふうに思っております。

こういうときだからこそ、そんなことはやめて、まず新型コロナ禍で生計の成り立たない

生活困窮者や医療機関の全ての人たち、また従事者、それから福祉施設の皆さん、従事者に国が素早く数次の減収補填だとか、あるいは持続化給付金ですか、そういうものを一回、4月ですか、非常に大変な中で国も大変な借金の中でこういうふうにやってくれたわけですが、あれは非常にためになったし、また、村独自でも1人当たり1万円という非常に思い切ったことをやって、県下でも2つしかないというぐらい、あの当時騒がれ、私はすばらしいことだと思いますが、どうしても今、こういう厳しいときこそ、ここにも書いてあると思いますが、政治の力だと思うわけでございます。やはりこういう中で国が率先して経済的な対策をとっていく中で、また3密を避けるという行動をしっかりとっていただき、企業的には、例えば朝日もそういう方向になりつつありますが、IT時代の先取りをして、危険なものには今、できるだけ近づかないようにしながら、きちっとしたルールを守っていけば、私はコロナの不安も消えて、先行きも新しい光が見えてくるのではないかと、そんなふうに思うわけでございます。

そこで質問ですが、1番、村は今現在の状態を、このコロナの状態をどう見ているのか。当村にも危険が迫りつつあるなと思います。今日もありましたけれども、松本地域、あるいは岡谷、諏訪、塩尻、ここでも多いんですが、殊に多いのは長野北信のほうですが、非常に増えております。そういう中で、今まさに東海では起こっていますが、医療の逼迫。こういうようなことがありますものですから、検査のやりたい人には、私はまず第一にどこへ行っていいか、あるいは自分でちょっと罪を感じてなかなか行きたくても行けないとかいうときに、やっぱり窓口をしっかりとやって、受け継いでもらう。例えばそれが行政であったら、窓口を設けてもらって、指定の保健所とかそういうところにつないでもらうというのをやらないと、なかなか度胸が向かないで検査が受けられないという人があるものですから、プライバシーを守ってそういうところの検査に行けるような体制をつくってもらえたらありがたいなと、PCR検査が受けられたらいいなとか、抗体検査が受けられたらいいなというようなことを思いました。

2番目、給付金を県を通して国へ上げていくことが必要なときだと思うが、まさに第3波を抑えるのは、国の政治の役目だと、こう思うわけであります。

それから、3番目としまして、すぐそこまで来ている感染の具体的対応について、我が国は元来、先進国の中では医療機関や従事者が少ないと言われております。長野地方も今、見てみますと、長野県でも殊に北信のほうは急速な拡大をしており、逼迫や崩壊が本当に今後考えられるのではないかとということであります。まさに東京、大阪、北海道、その他の大き

なところでは、もう医療崩壊がそこまで来ているという状態になっておりますが、これは将来的に見ると、この長野県にも言えることではないかということで、前も私質問したんですが、この地域としての指定医療機関とかいろいろあるわけですが、こういう切迫したときに、東京あたりでは医療機関では賄い切れないということで、公共の施設を借り受けたりホテルを借りて一時預かりをすとか、あるいは家庭の中での、そういう中で医療を幾らかつないでみているが、遅きに失して亡くなるというようなことも出ているわけでございまして、リスクの高い方が、殊にそういう人が多いものですから、そういうものが本当に大丈夫なのか、今の、現の体制で大丈夫かなというようなところで、3問の質問をお聞きしましたので、お願いしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、齊藤議員ご質問の第3波の新型コロナウイルス対策について、お答えをいたします。

県内におきまして、新規感染者の報告が後を絶たず、新たな感染者が相次いでおり、いつ、どこで感染者が発生してもおかしくない状況と捉えております。朝日村におきましても、油断を許さない状況と認識し、毎週対策本部会議を開催し、情報共有と対応について協議を重ねております。これから年末年始を控え、これまで以上に一層の感染防止対策が必須であると認識をしております。

議員ご質問1つ目のPCR検査につきましては、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、保健所が主体となり、医師の指示の下、重症者を対象とし公費で行われております。本来、この検査は感染者を特定し、早期に治療することと、感染拡大を抑えるために行われるものとなっております。今回村では、無症状でも、不安を抱える高齢者の方や基礎疾患を持ち、感染されると重篤化しやすい方、また、年末年始に村外から朝日村に帰省される学生さんを対象にして、安心して帰省いただくため、PCR検査及び抗原定量検査の費用補助を実施することとし、本議会へ補正予算として上程をさせていただいております。

実施に当たりましては、この検査の意義と、仮に陽性の結果が出た場合に不安となられないよう、丁寧な説明をし、納得をいただいた上で検査を受けていただくよう対応をしてまいりたいと思っております。

今後も迅速な情報発信と丁寧な相談対応を心がけ、村民の皆様に寄り添った対応をしてま

いりたいと思っております。

次に、コロナウイルス第3波を受けての給付金等の要望についてでございます。

先の見えないコロナ禍の中、生活支援のための施策は、安心・安全の生活を守る上で必須であると捉えております。県内町村の総意といたしまして、県町村会では、この給付金事業を含めました感染症予防対策、町村財政基盤の強化等々、様々なコロナ対策事業の財源確保に向けました国への要望活動を行っております。

次に、医療体制の現状と感染拡大に伴う確保策についてでございます。

現在、県内でも北信地域では感染警戒レベル4が出され、急速な感染拡大状況となっております。入院の受入れ態勢におきましては、県において調整を図っており、圏域単位ではなく、県内全域圏域での受入れ態勢を取っております。このため、1圏域内で満床になるリスクは回避されていると捉えております。

今後も、県との連携を密に取り、対応してまいりたいというふうに思っております。

村では、新たな感染リスクに対処し、これまで以上に感染防止対策を行うとともに、医療崩壊の危機とならないよう、引き続き感染予防対策の徹底に邁進してまいりたいと思っております。

齊藤議員を初め、村民の皆様におかれましても、今まで以上に予防対策にご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長のほうから本当に分かりやすく説明していただきました。ありがとうございました。市町村、県としても、働きかけているというようなことでありますので、私も党の議員としまして、党でもG o T o何とかというのを控えめにして、とにかく3密を避けて、自分たちも当然これを、感染リスクを減らすために努力、当然しなければいけない義務もあるわけでございますが、今のお話を聞きまして、村民の皆さんにもきちっと話を聞いて説明していろいろやると。また、医療機関についても、今のところ県内外とも連絡を取って、逼迫しないような形の努力をしているということを知りましたものですから、ぜひ一番、今が正念場だと思うわけでございます。どうにかして、このコロナが収まってくることをぜひ行政や私たちの努力で減らしていただければありがたい、そういう思いで今回、

大変な波が来ているものですから、この質問をさせていただきました。村もしっかり対応していくということでありますので、ありがとうございました。

それでは私、この質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（塩原智恵美君） 3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 3問目の質問でございます。

これはプライムスキー場についてでございます。

スキーの季節になるので質問しますが、まず初めに、おかげさまで今年もオープンの運びになりました。全くありがたい次第だと思います。12月に入り、準備も急ピッチで進めてくれていると思うわけでございます。

そこで、過去の経験、いろいろな経験があるわけですが、それを生かし、指定管理者、またスキー場の外郭団体や行政、そして議員もそうでございます、議会もそうではございますが、本当にこの関わり、きずなというものは大切だということが、約束でありますし、大事なことだだと思いますので、今後はっきり言いまして、会合をでき得る限り広く開いて、いろいろトラブルが起きないように連絡を密にさせていただきたいなど、こんなことを再オープンに当たり思います。

そこで質問したいと思いますが、1番としまして、打合せはよくしているのか、また、利用者の確保はどのように進めているのか、現状を説明1番目としてお聞きしたいと思います。

また、2番目としまして、コテージのオールシーズンの村民への格安な利用を考えていたらお聞きしたい。

それから、3番目としまして、キッズランド、今までは檜山さんのときは緑のコロシウムですか、それをやったんですが、やはり私は雪を使ったり湿気が多いところで木々が傷みが来るなと思いましたし、今回はそこでやらないということで、どこへこのキッズランドを持っていくかということで、たまたま今日、ファミマで見ましたら出ておりました、そういうパンフレットが出ておりました。その中に今度、スキー場の一角をやるというようなことで、私、これはよく分かったんですが、ちょっとどうなるのか、質問の最初に分からないものですから、この質問をして3番目にしました。

それから4番目、グリーンシーズンの客寄せ、それをどのように具体的に今、考えているのか、分かる範囲で結構ですので、お話ししていただければありがたいなど、そんなことで

ございます。

以上であります。お願いします。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

現在、あさひプライムスキー場につきましては、12月12日のプレオープン、19日のグランドオープン、本格的なオープンに向け、準備を進めてございます。

タジマモーターコーポレーション朝日という新しい指定管理者との打合せにつきましては、月1回の定例、また週1回の状況報告、また現在はスキー場の事務が多数あるため、ほぼ毎日のように連絡を取り合っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、利用客の確保でございますが、基本的には、現在ホームページを立ち上げ、SNSを準備してございます。また、スキー場のパンフレット2万5,000部を印刷しまして、村内初め、スポーツ店や量販店等に周知してございます。また、メディアによる報道など、様々な方法で集約を図ってまいります。また、小学校のスキー教室につきましては、現在までに13校の小学校からお越しいただく予定になってございます。

次に、コテージのオールシーズンの村民への額割の関係でございますが、今年度中につきましては、宿泊時の3,000円の割引ということでやらせていただいております。来年の4月以降につきましては、指定管理者のほうで少しお考えがあるということでお聞きしておりますので、今後情報が入り次第、議会の皆様との調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、先ほどもございましたが、キッズパーク、昨年度、緑のコロシアムでございましたが、今シーズンは当初のスキー場に戻りまして、スキー場の山側の左側の小さな斜面を使って、そりをやっていただくということになってございますので、よろしくお願いいたします。

また、スキー場のグリーンシーズンの活用でございますが、基本的には今の指定管理者の構想では、グリーンシーズンはオートキャンプ場ということで活用したいということで検討中だということでございます。また、夏場につきましても、カルテットホールを開放し、村内産の野菜販売などを実施していきたいということのお考えもございましたので、こちらのほうも詳細決まりましたら、議会の皆様とご相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

いたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員の35分の持ち時間は終了いたしました。

一般質問を終了してください。

○8番（齊藤勝則君） ありがとうございます。

◇ 上 條 昭 三 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、9番、上條昭三議員。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 9番、上條昭三でございます。

本日は3問の質問をさせていただきます。

まず、1問目の質問といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応についてでございます。新型コロナウイルス感染症対応については、村民の皆様が様々な対応をされていることで、朝日村においては良好な状態を保っています。

新型コロナワクチンが接種できるようになるまで、引き続き防衛的な対応を継続されることを願っております。

(1)番としまして、長野県の新型ウイルス感染症は、9月4日の時点で、10日も前からレベル3になっているのに、朝日村のホームページでは、次のとおりに記載されていました。朝日村新型コロナウイルス感染症対応チームからお知らせします。松本圏域、長野圏域、北信圏域の感染拡大のリスクが認められることから、感染警戒レベルをレベル2に引き上げますとあります。レベル2になっておりました。

コロナウイルスの報道は皆が見ています。ホームページもこまめな修正が必要かと思いません。

ホームページは何日ごとに修正されていますでしょうか。

2番目です。NHKは、感染拡大による仕事や暮らしへの影響を調べるため、雇用されている男女6万8,000人を対象にアンケートを行いました。その結果、今年4月以降、解雇や休業、それに退職を余儀なくされるなど、仕事に何らかの影響があったと答えた人の割合は、

男性が18.7%、女性が26.3%であり、女性のほうが多かったということです。コロナ禍のため、再就職ができていない人も多いようです。

朝日村でも、コロナ禍による仕事や暮らしへの影響についての調査が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

以上が1問目の質問でございます。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 上條昭三議員ご質問の新型コロナウイルス感染症対応についてお答えさせていただきます。

村では、新型コロナウイルス感染症について、6月より公式ホームページに特設ページを開設しております。掲載内容は、感染症に係る支援策、減免措置、感染症に関する各種お知らせ、感染防止の村長メッセージ、特定定額給付金の偽サイト注意情報、感染症誹謗中傷防止情報の計5項目です。この特設ページの各種お知らせの中の「感染拡大を防ぐために」の掲載内容は、上條議員ご指摘のとおり、古い情報が掲載されていた状態でありました。感染症特設ページへの更新は、内容について日々更新に努めているところでありましたが、内容の一部が最新の情報になっておらず、大変申し訳ありませんでした。

今後の再発防止対策として、複数の職員によるチェック体制により、最新の感染症関連情報を発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ただいまの上條昭三議員のご質問の、今後調査をするかどうかと、そういうことが必要ではないかということの件ですけれども、今現在では調査は考えておりません。当然のこと、いろいろ、仕事に対する影響が出ていることは承知しておりますけれども、今のところ、それをつかんですぐにどうなるということでもありませんので、それを気にしながらは、フォローはしてまいりますけれども、調査ということ自体は考えおりません。

仕事面では、ハローワーク等々でそういったところの対応も今、一生懸命していただいていると思いますし、もし必要な方は今までの支援の中で救済できたらなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 仕事の面で影響があるということで、昨日の新聞でも、新型コロナの影響で解雇や雇止めが全国で7万5,000人に増えたというような記事も載っておりました。

調査しなくても、朝日村でも実数を把握していく必要もあるかと思いますので、今後実数を把握して、もし悩んでいる人があれば支援する必要もあるのではないかと考えますので、よろしくをお願いします。

以上で1問目の質問は終わります。

○議長（塩原智恵美君） 2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） それでは、2問目の質問でございます。

高齢者ら避難支援についてでございます。

自力避難が困難な高齢者や障害者ら災害弱者の逃げ遅れを防止するため、災害対策基本法が来年、改正されるようです。その改正では、災害弱者の一人一人の避難方法を事前に決めておく個別計画を市区町村は作成に努めなければならないとされています。この個別計画は、支援が必要な住民ごとに作成し、避難ルートや避難場所、手助けする支援者なども明記する必要があります。

朝日村では、要支援者の名簿は作成済みであると思いますが、一步進んで災害時の逃げ遅れ防止のため、個別計画を作成しませんか。

以上が2問目の質問でございます。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、上條昭三議員2つ目のご質問、高齢者らの避難支援についてお答え申し上げます。

避難行動要支援者名簿につきましては、議員おっしゃいますように、平成25年度に国の災害対策基本法の改正に合わせまして、全ての自治体に名簿作成の義務づけがされております。

朝日村におきましても、国が示す対象者への通知をお送りし、同意を得た方の名簿作成を行っております。毎年、見直しを行うとともに、年2回、民生委員と消防団への情報提供を行い、いざという災害時に備えております。

毎年大きな災害が後を絶たない昨今、今年度はまだ同意を得られていない対象の方々全員に再度、登録依頼の通知をいたしております。

今後は同意書の提出を受けた方へ名簿の追加登録とともに、地図に該当者宅を高齢者、障害者等、支援者別に色分けを行い、避難ルートの確認もできるよう修正を予定しております。

作成後は区長、地区長、消防団、民生委員会等、8つの機関関係者との情報共有を行い、支援体制の強化を図っていく予定であります。

また、来年度には法改正があるというふうに議員がおっしゃいましたとおり、再度、登録者の管理及び地図データをシステム化し、毎年8月、2月の年2回、関係機関へ細やかな情報提供を行って体制を整えたいというふうに思っております。

また、上條議員がおっしゃるように、個別避難計画も必須と捉えております。要援護者が避難する際には、どなたかの手助けが必須となります。要支援者と信頼関係があるご近所の地域の方々支援者となっていただくことが最善と捉えております。このため、支援者の方へ直接、要援護者、あるいはご家族が依頼をいただくことで、日頃から有事の際の意識が育まれていくと考えております。

現在、村が作成をしております避難行動要援護者名簿には、地区支援者の記載欄はなく、また現在、各地区が管理している災害時のお助け地域住民台帳には、要支援者の記載はありますが、地区によってはその欄が機能されていないところもあるというふうに伺っております。

今回村では、村から提供する名簿やマップを一体的に活用し、改めて地区長さんや伍長さん等中心に、要援護者について話し合う機会を設けながら進めてまいりたいというふうに考えております。その際には、ぜひ議員の皆様にもご協力いただきたくお願い申し上げます。

個々の個別計画の策定に際しましては、地区の皆様のご協力が不可欠であり、さらに、区長、地区長会にもご意見をいただきながら、地域の皆様とともに災害に強い地域づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 答弁によりますと、平成25年8月に改正された取組の指針で、既に避難行動、要支援者の名簿は村で作成していると。それも、毎年更新をしていると。それから関係者、これは民生委員、消防、それから地区にも連絡してあるとおっしゃっていましたので、納得しました。

今後は要支援者、支援者の名前までそれに書き加えていただくということで、よろしくお願ひします。

以上をもちまして、2問目の質問は終わります。

○議長（塩原智恵美君） 3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） それでは、3問目の質問をさせていただきます。

農業の6次産業化についてでございます。去年9月に認定されました松本市と山形村、朝日村による広域特区、信州松本平ワイン・シールド特区についてです。

この地域は、長野県の構想であるワインバレーの一部であります。この広域特区には、ワイナリーの新設が期待されていましたが、このほど松本市に1軒、ワイナリーがオープンしました。山形村には以前からワイナリーがあり、ワイナリーがないのは朝日村だけになりました。

東京堂では自社ワインを販売していますが、よそで醸造されたものでございまして、ワイン特区を利用したものではありません。

朝日村の第6次総合計画の重点目標に、農業の6次産業化に対し支援を行い、活力ある農業の振興を図るとあります。

そこで、朝日村農業の6次産業化の推進のため、官民協力して朝日村にワイナリーを造りませんか。

以上が3問目の質問でございます。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、上條昭三議員の農業の6次産業化について、朝日村でも官

民協力してワイナリーを造りませんかという提案についてお答えいたします。

最近、新聞報道では、塩尻の片丘で第17番目のワイナリーが誕生したという記事を目にいたしました。それを率直に読みますと、朝日村でもそういうところがあればいいなと、私も率直にそう思いました。

ですが、ちょっと考えてみますと、ワイナリーが誕生するには、本当に幾つかのステップが私はあると思っています。その一つが、熱意を持った、経験を持った醸造家がいるかということであります。2つ目には、土壌と気候はワイン用のブドウに適しているかということ、それと、ある程度ワイン用のブドウの収穫量があって、そしてワインにする必要な収穫量、そういったものが見込めるか、それと、ワインの生産規模に合う投資と、その販売先があるか。そのほかにもいっぱいあると思いますけれども、幾つかの、ワイナリーが誕生するには、条件ですとか、そういった熱意を持った醸造家が必要だというふうに私は思っております。

官民協力ということでいきますと、第6次産業化の後押しをするという村の基本方針もございまして、それは可能な限り協力をしていきたいと思っております。ただ、それを可能な限りというのは非常に曖昧ですが、村営でワイナリーを建てるとか、そういうところまでは私はいかないのではないかとまだ思っています。ですから、そういった情熱家が現れたら、どういったことが村として協力できるかという、そういった話合いが今後必要になるかというふうに思います。

そういったことで再三申し上げますとおり、そういった方が現れない限り、ちょっとワイナリーは難しいかなというふうに今、踏んでおります。

先ほどの東京堂さんの例もございましたけれども、私も東京堂さんと会うたびに、ワイナリーを造ってもらえませんかということを口頭でお願いはしております。東京堂さんも、将来は考えたいですとは言うものの、この節のコロナ禍によりまして、ちょっと計画は頓挫しているというふうなことも伺っておりますので、今後そういったことを含めて、地道に研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 私も、東京堂の高橋さんにワイナリー造りませんかと質問しましたん

ですが、残念ながら、コロナの影響で非常に景気が悪いということで、近々は造れませんということでしたので、今後もワイナリー、可能性を見ていただきたいと思いますと思ひまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（塩原智恵美君） 上條昭三議員の一般質問は終わりました。

◇ 北 村 直 樹 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、10番、北村直樹議員。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） 10番、北村直樹でございます。

私は本日、1つの質問をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、新型コロナウイルスに関する人権擁護対策についてをご質問いたします。

9月定例会におきまして、新型コロナウイルスの今後の対応について一般質問をさせていただきました。9月定例会より、はや3か月を経過したわけでありましたが、コロナウイルスの終息を迎えるどころか、一番恐れていた第3波が襲ってきている状況にあるかと思ひます。さらに、全国の感染者数及び長野県内の直近の感染者数の経過より、これは、いつ朝日村内でコロナ感染者が発生してもおかしくない状況であると思ひております。

村では、小林村長、小池副村長、百瀬教育長の下、各課において現在の状況に合わせて、コロナ対策に向けた各種事業や感染防止対策等がなされており、先月の11月27日に行われました全員協議会の中では、新しいコロナ対策の方針が示され、本定例議会に提出されております。

コロナウイルスに対する当局の対応は、私としては非常によくやっけていただいている、頑張っけていただいていると、改めて評価をしております。

今回はコロナウイルス対策の一環で、人権保護対策についてご質問させていただきます。

さきの9月定例会におきまして、私も軽く触れさせていただきましたが、万が一村内にコロナ感染者が発生した場合、どのような対応を図るのかと質問をさせていただきました。その際、担当課長より、感染者が発生した場合、守秘義務を守り、身近な保健師が対応、加えて県の精神保健福祉センターへの対応を行う、人権保護の観点より、コロナ感染医者の差別

はあってはならない、広報で差別しないよう告知するとともに、国・県が行っている人権対策を中心とした相談窓口及びマニュアルを作成するとご答弁をいただいております。

この対応については、私はそのとおり対応していただければ結構かと思いますが、村民の中には、いろいろな年齢層、保育園児からご年配と同時に、それぞれ置かれている環境も違う村民もいるかと思えます。

今回は、集団組織の中にいる保育園、学校教育現場における具体的な対応を伺いたいと思います。

万が一、保育園児、または小学生児童にコロナ感染者が発生した場合、また、本人は感染していなくとも、両親のいずれか、はたまた両方とも感染していた場合、どのような対応を想定しているのでしょうか。

私が一番懸念していることは、児童本人がコロナに感染、または同居者にコロナ感染者がいた場合、そこから波及するいじめ等につながることを懸念しております。特に、小学校高学年となれば、児童の心は思春期の時期や大人では計り知れない繊細な心の状態であると思っております。そういった児童のケアというものは、大人以上の対応が求められ、非常に難しい対応が求められると考えられます。

以上の観点より、次の質問をいたします。

1つ目、本人が感染した場合、または同居している家族に感染が確認された場合、学校の休校は考えられるのでしょうか。また、学年、クラス単位の休校を考えているのでしょうか。

2つ目、休校を選択した場合、生徒の学習面をどのような形で補うのでしょうか。

3つ目、感染した児童本人や同居する身内による感染が確認された場合、守秘義務や人権擁護対策をどのように行うのでしょうか。

4つ目、コロナによる生徒への対応、心のケアをどのように行っていくのか、具体的な対応策があればお答えください。

5つ目、人権相談窓口の開設及びコロナ感染者対応マニュアルの現在の進捗状況についてお聞かせください。

以上になります。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、私からは、北村議員ご質問5つございましたが、1か

ら4番目までの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、1つ目の本人が感染した場合、または同居している家族に感染が確認された場合、学校の休校等の対応についてでございます。

現在、学校では児童の健康観察はもちろん、家庭での家族の健康チェックについても、保護者にお申し、感染が発生した場合に、容易に感染経路の把握ができるよう、拡大防止の対応を行っております。

万が一感染者が発生した場合の対応といたしまして、児童、学校職員が感染者と判断された場合は、その感染者は出席停止等になり、学校では先生方、児童も含め、全てを休みとする休校、あるいは学年、学級を一時的に休業とする授業を行わない休業といたします。

休業中、学校内では感染の疑いのある濃厚接触者を保健所により判断がされ、濃厚接触者はPCR検査を受けることとなります。PCR検査で全員が陰性であれば学校は再開できますが、陽性者がいた場合は、その陽性者の濃厚接触者がPCR検査の対象となり、検査結果が出るまでは休業となります。

このような休業については、検査結果により保健所の指示を仰ぎ、全校、あるいは学年、学級に休業するのか判断を行うこととしております。

児童や学校職員の家族が感染した場合は、その児童や職員が濃厚接触者となる可能性があるため、その方々は児童、職員も出席停止とします。そこでPCR検査を受けることになり、その結果により、学校では先ほどの休業等の判断がされることとなります。

したがって、学校等で感染者が発生した場合は、全体、あるいは学年、学級での休業を行うこととなります。ただし、今年の年度当初に比べますと、児童同士の接触を日頃から控えた対応も取っていることや、PCR検査等が容易にでき、早期に検査結果も出ることから、長期に休業にはならないものと捉えております。

この対応については、保育園、中学校でも基本の対応としており、園児、生徒等への感染が確認された場合も、同様の対応となるものでございます。

次に、2つ目の休校となった場合の学習保障についてでございます。

朝日小学校では、年度初めの休業時に、プリント等で状況に応じました宿題の配布や先生方による動画配信を既に行った実績があります。今後もこのような対応を行うこととなると考えております。

現在整備しております1人1台のパソコン配備については、今年度末に整備が完了するため、新年度からはパソコンも活用した対応が可能となりますので、活用していきたいと考え

ております。

次に、3つ目の守秘義務や人権擁護対策についてでございます。

守秘義務については、基本、学校から名前等を公表することはありません。しかしながら、当村のような小規模校の場合、クラス内で感染が発生した場合、濃厚接触者の確認等を行うことから、個人が特定される可能性があり、村内に情報が流れる可能性も高くなると思います。そのような場合は、村民の皆さんも安易に詮索せず、誹謗中傷等、不当な差別やいじめをしないよう、人権への配慮をお願いするところでございます。

これについて学校での人権擁護の対策は、文科省から8月に出された大臣の手紙を用い、保護者へ配布し、啓発を行うとともに、全クラス一斉に道徳の時間の中で学年に応じた指導を行っております。また、学校日より9月号では、子供たちの感想を掲載し、保護者や地域へ発信をしております。そのほか、人権月間での重点指導項目として、新型コロナウイルスによる差別や偏見防止を取り上げ、全校で取り組んだほか、日常的にどんな人でも仲良くすることを子供たちと考え、実践をしております。

次に、4つ目の児童等への心のケアについてでございます。

コロナ禍において、学校生活で様々な悩みを抱える子供が増えています。このような子供の悩み相談、差別、偏見の相談を受けるため、県では相談専用ダイヤルの開設や学校生活相談センター及びLINE相談窓口「ひとりで悩まないで@長野」が相談を受け付けています。また、感染者が確認された学校に対し、養護教諭、スクールカウンセラー、指導主事等で構成されるサポートチームの派遣による支援がされることとなっております。

朝日小学校での対応は、感染罹患者、罹患した児童には、可能な状況ならば毎日担任からしっかり治して安心して学校に来れるよう伝えるなど、電話で声がけをしていきたいと考えております。他の子供たちには、養護教諭、スクールカウンセラーの対応も考えるとともに、担任から心配しなくてよいこと、自分の体調を見ていくこと、体調に心配がある場合は、学校を休んでもよいことを伝え、また、勝手な憶測が飛ばないように、罹患した子供に寄り添っていけるよう指導をしていきます。

教育委員会からは以上です。

○議長（塩原智恵美君） 塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 北村議員ご質問の5項目めの人権相談窓口開設及びコロナ感染者対応マニュアルの現在の進捗状況について答えさせていただきます。

村では村民の方からの人権に関する相談窓口といたしまして、現在、人権全般に関する相談は総務課、子供に関する相談は教育委員会、感染症に関する相談は住民福祉課と、相談内容に応じた対応ができる体制を整えております。また、村の人権擁護委員により、村民の方から直接相談を受け、法務局との連携により問題解決に当たる体制も整えております。

国内においててコロナ感染症患者が初めて確認された今年の1月から、村内において、コロナ感染症に関する人権相談はございませんが、感染症を理由とした不当な差別、偏見などは、検査のための受診や保健所等への情報提供をためらってしまうなど、感染拡大の防止に支障が出るおそれがあります。新型コロナウイルスは、誰がかかってもおかしくない病気であり、誰でも安心して治療を受けられるよう、今後も感染症に関連する差別防止の啓発、相談体制の強化に努めてまいります。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 再質問ありますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） ありがとうございます。

ただいま教育次長、それから総務課長よりご回答いただいたわけですが、学校教育について、再度質問をさせていただきます。

先ほど次長のほうから、感染者がいた場合、休校にするのか学年単位なのか、いろいろな状況を想定していると思います。その方針策というものを、いろいろなところから参考しながらそういった決断を下されているのではないのかなというふうに感じております。

私も、これは11月24日、長野県の教育委員会のほうから発表している新型コロナウイルス感染予防対策に関わる学校運営のガイドラインというものがございます。ここには学校教育における幾つかの指針のほうが示されております。その中の3番目のところに、学びの保障というところを書いてあるわけでございます。少し読ませていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策のため、やむを得ず登校できない場合にあっては、登校できなかった日数を欠席日数としては扱わない、指導要録上は出席停止・忌引等の日数にするとともに、該当児童に対しては、遠隔学習により学びを保障すると、このように書いてあるわけでございます。

では、その遠隔学習という部分について、どのようにお考えであるのかと。いろいろなやり方あると思うんですけども、私はこれを見たときに、3つの問題があるのではないかと

なというふうに考えたわけでございます。

1つ目は、ではどうやって遠隔した、学びの保障をするに当たって、1つ目は、例えば遠隔ということですので、インターネットを使ったりですとかパソコンを使っただけの教育が想定されるわけですが、そういったソフトですとかハードの部分、Wi-Fiだったりですとか通信環境がそれぞれ学校、それから対象者の家庭にどのような形でこれを求めるのかというところが、一つ疑問に思ったわけでございます。

2つ目、最低、生徒が、例えば休校に至らなくても、出席停止となった場合、1週間から2週間、恐らくですけれども、自宅療養という形になると思うんですが、では、その子の学習面をどうやって補うのか。例えば日中、遠隔の授業を行った場合、当然担当の先生は、日中、自分の生徒を指導しているわけですよね。そうなった場合、誰かほかの講師の方とか、そういった方が私は必要ではないのかなというふうに考えたわけでございます。

3つ目については、仮に夜、担当の先生が遠隔授業を夜行うといった場合、今度先生の労働時間というところが問題になってきたりですとか、考えなくてはいけないのかなというふうに思っております。

そういったところを、ぜひ今後検討してほしいと思いますが、教育次長、先ほど私が言ったこのことに対してはどのようなお考えであるのか、はたまた、このような形で取り組んでいく、そういったもしお考えがありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、北村議員ご質問の、今、3ついただきましたけれども、お答えしたいと思います。初めに、遠隔する際の、パソコンを使ったりしながら、オンデマンド等の授業を行うことになるかと思っております。先ほどの答弁でも、朝日村では来年からがそういう形取れるかなということと考えております。1人1台のPC使っただけは。ただし、既にこの春には学校のほうからインターネットを使ったオンデマンドの配信を行っている経過があります。

そこで、各家庭で全てそれが見られるかということ、学校のアンケート調査の中でも、約10%程度の家庭がWi-Fi等のインターネット通信環境がない状況でございました。そこで、既にご案内してありますけれども、そういう家庭でもすぐ使えるような形の、例えばW

i - F i のルーター等の貸出しという事業も国でも進めておりましたが、村ではルーターの購入については補助金は使って購入はしないということでお話をできております。やはり通信料の関係があったことによりまして、そういう対応できてきておまして、ちょっと聞くと、他の市町村でも通信料どうするかということで課題となっております。

現在、村では中央公民館と公共施設にW i - F i がつながるアクセスポイントの整備をしておりまして、年内くらいには工事が完了する予定です。ですので、家庭で環境がない児童については、そういう公民館等使える状況になりますので、そういったところを使っていたきながら学習していただくということを考えております。

また、濃厚接触者となって学校を休まなければいけなくなった児童については、状況は様々あると思いますが、そうなったクラスは、まず一時的に学級閉鎖ということになりまして、その子供たちは出席停止になります。そうしますと、そのクラスの先生は基本的には対応できる形になりますので、そういう先生方、または村で村費の先生を雇用させていただいておりますので、そういう先生方から指導していくと、授業していくというような対応が取れるかと考えております。またその辺については、学校等と状況を見ながら対応させていただくということになるかと思っております。

それから、夜の授業についてですが、状況によって夜、そういうようなことをしなければいけないような状況になれば、また先生方の労働条件等、校長先生方とも相談しながらということになりますが、基本的にはなかなか夜、授業を行うというのは今の段階では難しいのなかということで、事務局としては考えておりますので、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 再質問ございますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） 学びの保障の部分について、突発的な質問ではございましたが、ある程度想定をされているような感じを見受けられました。やはりこれはすぐにでも求められる時期というのが来る可能性はございます。そういったところをしっかりと考えていただいているということがしっかり受け止められましたので、ぜひ教育長、それから教育次長、各担当課長の方にはしっかりと対応していただきたいなというふうに考えております。

最後に、小林村長に一言お尋ねいたします。

やはりコロナ、村民第1号になりたくないという方、非常に多いと思います。私も先月か

ら今月にかけて、コロナウイルスの人権擁護について幾つか質問させていただきました。差別って、本当にあつてはならないというふうに思っております。ぜひ小林村長にお伝えしたいことは、もし、万が一、コロナ感染者が発生した場合、今までやっていただいておりますけれども、ぜひ村長の声を使って、また広報等で差別がないようにといったアナウンスをしていただきたい、こういった思いもありますし、状況に併せては、ぜひ映像配信をして、コロナによる差別はいけないんだというところで、しっかりとPRをしていただきたいというふうに思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おっしゃるとおりであります。いつ発生してもおかしくないという状況下であることには間違いありませんが、なるべく発生しないがいいと思いますので、万が一村内でそういった方が出た場合には、積極的にそういった広報活動を私自身もしたいと思います。分かりました。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） 村長から前向きな心強いご発言をいただきましたので、以上をもちまして、私の一般質問は終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（塩原智恵美君） これで北村直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を10時35分といたします。休憩を15分取りまして、再開を10時40分といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（塩原智恵美君） 本会議を再開します。

◇ 上 條 俊 策 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、1番、上條俊策議員。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 1番、上條俊策です。

私は1問質問させていただきます。村道の除雪についてということでお伺いいたします。いよいよ冬ということで、除雪の時期となります。

住民の方からのご意見で、過去には団地内の村道も除雪してもらったが、今は何年か前からしてもらえなくなり、悩みの種であると。その方は県外から越して20年以上になりますが、住みやすくいいところだなとずっと思っておりますが、ある時期から団地内の村道の除雪がストップし、現在もその状態で、それまでは年齢的にも除雪に参加できたけれども、80歳を超えた頃からそれができなくなり、参加したい気持ちはあるが、できないので、近所の皆さんに対しても非常に心苦しく悩んでいると。村外へこれから引っ越すわけにもいかず、この除雪のことだけが心配でしようがない、何とかならないものかと懇願されました。

これと同じような声は、他のあちこちでも聞いてきましたけれども、予算の関係でやらなくなったのか、何なのかお聞きしたいと思います。

また、地区で除雪してくれる方を探して、その人に依頼をして村に請求すれば、経費を支給するというようなこともあります。その内容をもう一度お聞かせいただきたい。また、この施策をどの程度利用しているかも教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條建設環境課長。

〔建設環境課長 上條浩充君登壇〕

○建設環境課長（上條浩充君） それでは、上條俊策議員のご質問の村道の除雪についてお答えさせていただきます。

まず、団地内などでの除雪で、除雪がされていない路線にあったことについてです。

議員ご質問のとおり、その路線がございました。昨年度、やはり同じように住民の方からご指摘をいただき確認したところ、重機のオペレーターが替わった頃でございます。引継ぎがうまくされていなかったこともあったようでございます。

今後はこのようなことがないように、今年度、既に委託業者を含めて除雪路線を確認して

おります。また、除雪は、県道を最初に、そして村の幹線道路を次に、そして最後に住宅内、また団地内へと行きますので、最後のほうに除雪に入ると思います。そして、村の職員による巡回も気をつけて行うように対応するようということで会議を持ったところでございます。

次に、地域での除雪協力者への経費の支払いについてお答えをさせていただきます。

除雪協力者への経費の支払いが始まったのは、平成13年1月の積雪1メートルを超えた大雪対応からでございます。その年から毎年、区長会、地区長会、そしてPTAの会議において周知をし、協力をお願いしてきております。経費は村からの要請で村道や歩道を除雪機などを使って除雪していただいた方に、機械の燃料代として使用料を支払っております。村の予算を使いますので、事前に地区やPTAの皆さんには除雪機を持っている方を把握しておいていただいて、降雪時にその方をお願いして、危険がないように、地区や隣組など、組織的に作業を行っていただくようお願いしております。

これは、村からの要請で行っていただくこととなりますので、職員が除雪作業の確認をするために、地区長、そしてPTAの代表者の方から指定の作業記録の証明書と、それから個人からの請求書を提出いただいてお支払いをしているものです。建設機械や農業機械は1時間1,000円、小型除雪機などは500円となっております。

最近直近で支払った履歴があるものは、平成26年2月の大雪の対応のときで、このときに要請をかけましたので、延べ47台分を21人に17万1,000円のお支払いをしている経過がございます。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） ありがとうございました。

ということは、引継ぎ時点でうまくいっていなかったのではやらないところもあったということで、今後はやっていただけるということですね。時間的に差はあってもいいと思うんですが、そういったこと、こういった、どうなっているかということで、私自身も分からなかったんですが、村民の方にこんな時間帯になるかもしれないけれども、除雪はいたしますというようなこと。

それから今、要請によって燃料代として1時間1,000円、小型は500円ということですから

ども、実際、今でもやってくれている方いるんですよ。ただ、こういったものは要請でやっているのではなくて、自主的に、前やったもんで続きでやってくれるという人もいるわけなんですけど、どういう形にしても、要請だとしても、この1時間燃料代1,000円というのは、ちょっと、やってくださる方はお金目当てでやっているわけではないんですが、ちょっと少ないかなという気もするんですけども、その辺もちょっと考慮していただいて、何しろその方、北海道から来た人だったんですが、本当に困ってましたので、こういったことで今、回答いただきましたけれども、しっかりお伝えいただければ。もちろん私もこういうことですということはおきますけれども、村民の皆さん、特に向陽台もできたりして、せっかく来てくれたけれども、団地内の雪かきだけでえらいところに来てしまったなと思われても困るしということもありますので、ぜひとも、ちょっとその辺よろしくお願いします。

いい回答をいただきまして、本当にありがとうございました。短時間ですけども、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員の一般質問は終わりました。

◇ 高橋良二君

○議長（塩原智恵美君） 次に、2番、高橋良二議員。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 2番、高橋良二です。

1問だけ質問をさせていただきます。

朝日村の医療関係について。

今年、年初より新型コロナで世界中が惑わされ、いつ終息するか、出口の見えない状態があります。

さて、今後の朝日村の医療体制について心配になり、質問させていただきます。

そこで、現在の朝日村の種々の現状を調べてみました。医療関係施設、医療従事者数等、長野県の状況との比較で見ました。将来推計人口国立社会保障・人口問題研究所によりますと、朝日村の人口予想は、下記のように予想されます。国勢調査と将来累計人口を載せてありますけれども、うち、後期高齢者75歳以上、2020年757人、2035年880人ということで

す。

また、地域医療資源を長野県との比較で見ますと、施設種類別の施設数は、施設数人口10万人当たりの施設数、朝日村、内科系診療所1、小児科系診療所1、歯科2。あとは見てもらいまして、外科系、産婦人科系、皮膚科系、眼科系、耳鼻咽喉科系、精神科系はありません。職種別の人員数は、医師1、歯科医師3、薬剤師はゼロで、お医者さん1人で住民のため頑張っていると思います。施設種類別の施設数は見ていただいたとおりでございまして、介護関係は県内平均と比較、おおむねそんな色のない水準と思います。

この質問は、住民の人から、医者に行くのも交通の問題があるが、できれば村内のお医者さんにかかりたい。今はよいが、将来どうなるのか心配である。言いにくいことだが、今後、無医村になるようなことがないように。そのときはそのときと考えるとは思いますが、心配だということでした。

村にはそういったことを考えておられるか質問させていただきます。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ただいまの高橋良二議員のご質問にお答えいたします。

将来、朝日村も無医村になるのではないかという、そういった心配の声があると。その中で、村として今、どのように考えているのかというお尋ねであると思いますが、村といたしましても、特に内科系の無医村化というものに対しては、非常に大きな課題として現在も捉まえております。現在、長野県では、無医村というところももうあるわけですし、そういったことに対して、長野県の町村会としても、県や国へ医師不足に関する各種要望を上げております。特に問題は、都市部に医師が集中して、過疎部に医師がいなくなるということが現状でございまして。そういう中で現在、朝日村の開業医の三村先生には、または歯科医師のお二人の先生方には、そこで開業すると同時に、それ以上に村の、例えば特定健診の依頼ですとか、保育園、小学校の校医、または国民健康保険または介護保険の運営協議会の委員、その他地域福祉等々にいろいろ協力をしていただいております。そして、村内にある2か所の介護施設、または個人宅への訪問診療、そういったことも積極的に行っていただいております。もし無医村になったならば、非常に村への影響は大きいということで村としては捉まえております。

そういった中でこれから、三村先生ともいろいろ今、相談をこれから始めなければならない状況でありますけれども、村の医療体制の基本的な考え方というのを少し、こんな考え方であるというのを基に、ちょっと考え方を申し上げますと、絶対、無医村化は避けなければならないという大前提の下に、最低でも1つの内科医、現状と同じですよね。そういった内科医の方が必要だということで、もし個人で開業されない場合には、やはり村営の診療所、そういったものも考えていかななくてはいけないのではないかというふうに思っています。そういったのが2つ目の考え方。それと、最低1つの歯科医は、歯科の先生も必要だなということですね。

そのほか、先ほど議員もおっしゃっていましたが、その他の科目は朝日にはないということですが、総合病院も当然ありませんよね。ですから、そういった総合病院だとか、その他の科目の関係については、松本、塩尻、山形の近在へ依存をしていく形でしかあり得ないというふうに今は見えています。

そういった基本的な考え方をもう一回、ちゃんとした形で整理していく中で、今後どうしていったらいいのかというような検討委員会を新年度には立ち上げていく必要があるというふうに、今は踏んでおります。

いずれにしましても、今までも脈のある方には、朝日で開業はできないものかというような話をさせてもらっていることもあるんですが、非常に今時点では難しいというイメージがあります。当然、多大な設備投資もかかりますし、今後人口が減っていくということになれば、じゃ、患者数はどうなるんだろうとか、これは企業経営と全く同じでありますから、単に個人のお医者さんに開業してくれということでは済まないと思っております。ですから、最悪の場合には、村である程度の診療設備を持つ、そこにお医者さんに出張してもらうということも必要になるかもしれません。

いずれにしましても、こういった法策がいいのか、近々に検討委員会を有識者の皆さん含めて立ち上げて、今後検討して、または備えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） ただいまの説明にありましたように、検討委員会を設けるといふ、早

期に設けていただいて、医療の関係を充実させていただくような方策を取っていただくようお願い申し上げまして、また、適切な説明をありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（塩原智恵美君） 高橋良二議員の一般質問は終わりました。

◇ 清 沢 正 毅 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、3番、清沢正毅議員。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 3番、清沢正毅でございます。

私は、1問質問をさせていただきます。

1つ目、農林業センサスに見る朝日村の農業振興の今後についてでございます。

先月11月27日に農林水産省が発表した2020年の農林業センサスの記事が信毎に掲載されておりました。発表によりますと、農業を主な仕事とする基幹的農業従事者は136万1,000人で、2015年の前回調査と比べて22.5%、39万6,000人減少した。65歳以上が占める割合は69.8%となり、4.9ポイント上昇した。15年前の346万人から一貫して減少が続いているとのことであります。

長野県は5万5,320人、5年前の調査と比べ1万8,147人、24.7%減少。65歳以上が占める割合は73.6%で、1.9ポイント上昇。平均年齢は69.4歳と、減少比率、高齢化比率ともに全国平均を上回っており、中山間地が多い県内では、高齢化による離農に歯止めがかかっていないのと、担い手の確保に苦慮しているとの分析結果であります。

以上の調査内容を踏まえ、朝日村の実態と今後の農業振興について伺います。

1つ目、農水省の調査には当然村も関わっていると私はと思いますが、朝日村の農業従事者の現状は5年前と比較して、どのような実態にあるのか。農業従事者数と減少率、または、もしかして朝日村は増加しているのかもしれませんが。そして、65歳以上の高齢化率と農業従事者の平均年齢について伺います。

また、今後の5年から10年の予測数値を把握していたら教えていただきたいと思います。

2つ目、10年先のあるべき姿を描いた朝日村第6次総合計画の基本戦略の主要施策1にあ

る「農産物の安定生産や多角化の経営をめざした農業振興を行います」の中の主な取組項目は、こうした農林業センサスの農業従事者の予測値を基に作成されているという認識でよいのかお伺いします。

3つ目、現在大型事業として計画されている中山間地域総合整備事業と、今後始まる農地中間管理機構の農地整備事業があるが、農林業センサスの農業従事者予測値を踏まえた上で、十分有効活用が期待できると村当局は分析しているのかを伺います。

以上、3点についてお伺いをさせていただきます。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、清沢議員のご質問にお答えいたします。

農林業センサスにおける朝日村の農業振興の今後についてでございます。

まず、議員ご承知のとおり、農林業センサスでございますが、国の統計法に基づく基幹統計調査でございます。我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など、農林業、農山村の基本構造の実態と、その変化を明らかにし、農林業施策の推進のための基礎資料を整備するとともに、他国との農林業との比較において、国の農林業の実態を明らかにすることを目的に、国が5年周期に行っている調査でございます。

なお、本年度はその調査年でございます。2月に実施され、その調査結果の一部ではございますが、議員ご質問のとおり、11月27日に全国版ということで公表されたのが事実でございます。

市町村レベルの結果につきましては、今年度末に正式に公表されるというものでございまして、細かなものについては現在、村では把握できておりませんので、ご理解をお願いします。

初めに、農林業センサスにおける基幹的農業従事者数、この基幹的農業従事者数でございますが、農業就業人口の自営農業に主として従事している世帯員のうち、ふだんから仕事として、主に自営農業に従事している方のことを言います。この基幹的農業従事者数は、65歳以上の高齢化率、占める割合、農業従事者の平均年齢についてお答えいたします。

5年前の平成27年に行った数値が今の最新でございますが、その調査では、基幹的農業従事者数が434人、65歳以上の高齢化率、占める割合は264人で60.8%、平均年齢は65.4歳でございます。これが平成27年の数字でございます。この調査以降、村は単独による調査は実

施していないものですから、今後5年から10年後の予測数値というものは現在持つてはおりません。人口動態の状況ですとか新規就農者の就農数、その都度、農業者の把握を行いながら、実際状況を認識しているという状況でございます。

次に、10年先のあるべき姿を描いた朝日村第6次総合計画の農業施策の項目でございますが、農林業センサスの農業従事者数の予測値が現在ございませんので、先ほど申し上げましたとおり、認定農業者とか新規就農者の数、また地方創生事業における課題、平成28年度から行っております地方創生事業の中で、高齢化だとか後継者の問題、新規就農者の確保の問題、農繁期の人手不足の問題、こういった課題は非常に大きく上げられておりましたので、そういった状況を確認、把握の上、今後の農業の目指すべき取組を第6次総合計画に反映したものでございますので、お願いをいたします。

以上でございます。

最後の3問につきましては、建設環境課のほうからご説明申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） 上條建設環境課長。

〔建設環境課長 上條浩充君登壇〕

○建設環境課長（上條浩充君） それでは、議員ご質問の3番目の質問、圃場整備をした農地の活用についてお答えさせていただきます。

ただいま圃場整備の工事を行っている御道開渡工区を初め、全6か所で圃場整備により農業基盤の整備を進めているところでございます。中山間地域総合整備事業と農地中間管理機構関連農地整備事業は、事業の採択要件こそ異なりますけれども、どちらの事業も将来、耕作放棄地となりそうな小さな圃場や傾斜があつて効率がよくない畑をまとめて大規模化して、担い手を集積し、収益を上げるために整備する事業でございます。

ただいまそれぞれの工区ごとに、長野県と実行委員会により、必要な話合いや手続を根気よく着々と実施している最中でございます。その中で、耕作者については、規模の拡大、それから縮小の意向を取りまとめ、農業委員会と相談をしながら進めているところでございます。

どちらの事業も、耕作者がいないと成立しないものでございます。計画時の耕作予定者から実際には替わる場合がございますが、農業法人などもご協力をいただき、100%の活用ができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。

1番目の農林業センサスの朝日村の数字ということについては、特別把握をしていないということではありますが、現在村では、自営業等含めた認定農業者数と実際に把握をされているということで、平成27年432人で、65歳以上が264名ですからね、61%ということで教えていただきました。

これから5年先、10年先どのくらいかということについては、まだ把握はできていないということではあります。私がこの中でちょっと伺いたいことは、若い人たち、例えば5年か10年前の数字から現状を比較したときでも結構ですけれども、若い人たちがどのくらい増えてきているのか。いわゆる一般的にちらちらと伺うのは、朝日村は若い就農者が増えてきている、比較的農業経営に人気が出てきていて、増えているのではないかなというふうな話もちょうと伺っているものですから、こういった数字の中で若者、若者を何歳から取るのか、いわゆる高齢者というと65歳ですから、それ以下でいいのか、40代前半でいいのか、その辺はちょっと何とも言えないですが、若者の就農率がアップしているのではないかというふうに言われているんですが、その辺について何か把握されている数字があったら教えていただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） 清沢正毅議員の2回目のご質問でございますが、大変申し訳ございません、数字的なもの把握してございません。ただし、議員おっしゃるとおり、非常に朝日の今現在、農家をやられている方々の後継の方が非常に多く、後を継いでいらっしゃるような気がいたします。特に農協の青年部だとか行かせていただきますと、本当に若い方が力を入れて農業に携わっているなというふうに私も印象を受けてございます。その中で、新規就農者につきましては、この2年間くらいは、ちょっと各2名ずつということで、非常に少ないは少ないんですけども、その前年度が6名ぐらいいらっしゃって、非常に若いとか、20代から30代の方が後継としていらっしゃるという部分が見えますので、非常にその点につきましては、近隣に比べれば非常に多いのかなという印象を受けておりますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 若い方の実績については、特別しっかりと把握できていないということのようですが、いろいろ農業に従事している人たちの話の中で聞きますと、非常に朝日は若い人が結構就農に携わっているという話も聞いていますので、こういったところもちょっと農業従事者、高齢化どんどんしていくという、県も国もそういう動きがありますけれども、当村についてはそんないい、ホットな話題もありますから、ちょっと実態をつかみながら、やはり今後の農業振興の中にそういう数字に基づいて、ぜひいろいろな計画を進めていただければいいかなというふうに思います。

それから、もう一つ、3番目に伺いました大型事業の農地整備、これについては着々と進んでいるんですが、今の実態を見る中で、先ほどお話をいただきました実行委員会で中心に取り組んでいろいろ進めている、それから今後の活用については、農業委員会で中心に検討していただいている。実際には100%ほぼ活用の見通しが今ついているということなんですが、一部の村民の皆さんから、そうは言っても、あれだけの土地を優良農地にして進めていったときに、本当に全体の活用がスムーズに進んでいくのかという懸念の声も何件か聞いたものですから、こんな質問させていただいて、実際に村当局としてどういうふうに考えられているか、こういったところをここでお聞きさせていただいたということで、その懸念の声の皆さんも、ある程度安心はしていただいていると思います。

また、先日の農業委員会だよりも、下田委員長が決意を述べています。竣工後の農地利用は100%活用と聞いていますということで、非常に心強いお話ありますので、ぜひ優良農地がこれだけ増えてきますから、有効活用をお願いしたいなということをお願いをしておきたいと思います。

最後の1点、私のほうでお願いしておきたいことというのは、今回、数字については、現状そういう状況だということではありますが、こういった現状把握を分析に基づいて、現実をしっかりと見詰めて、確実性のある目標に向けて、ぜひ最大限の人的資源、それから物的資源、あるいは技術的資源をフルに活用していただいて、魅力的な朝日村農業振興の展開に取り組んでいただきたいなど。

第6次で10年後の姿、こういったものを見据えておりますし、農業就業者141人が140人か

な、1人減るぐらいの予測数値が出ていますけれども、新規就農が2人ずつみたいな形になっていますが、ぜひその目標を確実に実行できるよう遂行していただきたいなど。それで、先ほど言いました朝日村の若い農業従事者の皆さんが、本当にこれから希望を持てる、それから積極的に就農意欲をかき立てられる、こういった就農環境の実現を、ぜひ達成していただきたいということをお願いをしたいと思います。

そのために我々議員としても果たせる役割はきちっと最大限に発揮してまいる所存でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これを実現するには、いろいろ組織、関係する人たち、先ほども申し上げましたように、農業委員会中心に多分あると思います。それぞれJA含めた諸団体とも巻き込んで、いろいろなアイデア、いわゆるアイデアストームを巻き起こしながら、朝日村の誇れる、魅力ある朝日村農業振興の展開を期待をさせていただきたいというふうに思います。

これをもちまして、私の質問は終了させていただきます。

○議長（塩原智恵美君） 清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

◇ 高橋 廣 美 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、5番、高橋廣美議員。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 5番、高橋廣美です。

私は、2問質問をさせていただきます。

1問目であります。

国の2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言に対する村の対応はであります。

菅首相が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすると所信表明演説で発表しました。既にEUを初め、世界122の国と地域が2050年実質ゼロを目標に掲げており、日本も遅ればせながら、やっと世界の潮流のスタートラインに並んだと言えます。

また、長野県においても、気候非常事態宣言に関する決議を受け、同日、知事が気候非常事態宣言を行い、この中で、2050年、二酸化炭素排出量実質ゼロを宣言しました。

このような背景の中で、当村も早急に宣言をすべく準備をするべきと考えますが、いかが

でしょうか。

脱炭素社会を目指すには、石炭火力の問題、原子力の依存の問題等、国レベルの難題も多々あります。しかしながら、地方には地方の、個人には個人のレベルでできることがあり、そのうねりが国を動かす原動力にもなり得ます。

当村には豊富な水資源、森林資源があります。これは、小水力発電の可能性があり、森林整備によりさらに二酸化炭素の吸収力を高めることもできます。このような恵まれた自然環境を生かし、環境問題、気候変動問題に関する意識啓発と幼少期からの教育にも力を注ぐ必要があると考えます。既に手をつけている事項もあるかと思いますが、朝日村らしいCO₂対策が必要であると思います。

当局のお考えを答弁いただきます。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條建設環境課長。

〔建設環境課長 上條浩充君登壇〕

○建設環境課長（上條浩充君） それでは、高橋議員ご質問の国の2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ宣言にすることについての村の対応についてお答えさせていただきます。

二酸化炭素排出量の実質ゼロ宣言は、長野県を含め、全国で181の自治体が宣言し、省エネルギーと再生エネルギーの普及拡大、エネルギーの自立分散型で災害に強い地域づくりに取り組もうとしていることを承知しております。

朝日村として宣言することについては現時点では検討してございませんが、村の意思として、長野県の気候非常事態宣言2050ゼロカーボンへの決意には賛同してございますので、県と同等に脱炭素社会づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

クリーンな再生エネルギーとして、太陽光発電や水力発電事業が挙げられます。これを朝日村として取り組むには、事業費であったり、継続管理などのリスクが伴います。

そこで現在、朝日村の水資源を使って小水力発電を計画したいという長野県の企業局、民間発電事業者数社が朝日村に調査に入る予定になっております。水力発電が実現するためには、それぞれの権利者や関係者から理解を得ることが大前提になりますので、村として環境を保全しつつ、ゼロカーボンへ向けての可能な限り、可能な範囲内で協力をしていく考えでございます。

ただいま実施している施策として、家庭用の太陽光発電、家庭用のごみ処理機、まきストーブなど、普及のための補助金、まき割り機やごみ減量化のためのウッドチップの貸出し

を実施しております。農業分野では、農業用廃プラスチックの回収を村とJAが、また、環境分野では、毎年、小学校4年生が積極的に環境学習を行っております。研究学習の成果、朝日村の課題などを毎年2月に環境のつどいということで開催させていただいて、報告をいただいております。

快適で便利な生活を望むと、炭素の排出量が増加していくのは確かであります。議員がおっしゃるとおり、我々一人一人、脱炭素化への方向性を持った取組をすることが一番大切だと考えております。さらに、昨年度策定しました第6次朝日村総合計画、また第3次環境基本計画においても、国連が定めた持続可能な開発目標SDGsの理念を取り入れ、目標達成を図るとともに、村民全員にご理解をいただいた上で対策を行うことが効果的であると考えています。それからまた、多くの方々に相談する中で、これから進めていくことが重要だと思えます。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

今、課長の答弁の中で、太陽光発電とかごみ処理、それからウッドチップの件とか答弁していただきました。そしてまた、今、県の開発局中心に小水力発電というようなことで、CO₂削減ゼロに向かって着々とといいますか、少しずつ進んでいるという姿も理解しております。

岡山県の真庭市というところ、ここは非常に林業等盛んなところではありますが、そこではこの気候変動に対応してといいますか、もう既にはるか前から行っているわけですが、森林、また豊かな水という地域資源を生かした自然エネルギーによる地域エネルギー自給率100%ということを目指してやっております。

当村も環境的にはここと同じような村、要するに森林が87%というようなことで、林業も視野に入れたCO₂削減、そこに取り組めるのではないかと。ということは、ここでは近頃、10月ですか、塩尻市の木質バイオマス、ここのウッドパークですね、運転が開始しました。この発電所は非常に規模が大きくて、当村ではちょっと、当然無理だとは思いますが、ここは2万5,000世帯分くらいの発電をするというふうに言っております。当村は1,000から1,500件ですよ。このような木質バイオマスによる発電、これはすぐにはできません。だ

けれども、2050年といっても、2030年が、いわゆるターニングポイント、そこに向けてですから、10年後を視野に、このような構想も研究する必要があるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 木質バイオマスを使った発電に関しましては、今おっしゃられるように、塩尻のような大規模というのは、これはもう絶対無理であります。小型のバイオマスの発電機、そういったものがもう実際に世の中には出回ってきております。それも、投資すれば数億というようなことになると思うんですが、そういった事業の売り込みももう現にございまして、今後研究していかなくてはいけないなというふうには今、捉えております。

ただ、その点で材料、いわゆる材木をどのように調達するかというのが非常に、今、まだ私の頭の中ではスムーズな絵が描けない状況でございます。そういったことも含めて、今後、木質バイオマスの発電、それは検討していく必要があると認識はしておりますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

ただ、カーボンゼロと一言で言いますが、私たち毎日ガソリンを使って、石油を使っているわけですし、じゃ、その辺をどういうふうな流れに持っていくかというのは非常に、この村で全てコントロールできるわけではありませんので、難しいテーマだと私は捉えています。ですから一応、一旦、今、県のああいっただ方針に賛同するというレベルで、今後、朝日村としての進むべき道は検討してまいりたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

確かにすぐはできない。しかし、そういった環境を理解しながら当村もそういう方向に向けて研究していくと、これは非常に大事だと思います。

今回は一国の首相が内外に向けて宣言をしたわけですから、当然それなりの予算措置等、考えてくると思いますので、その辺をどうぞ見逃しなく、手を挙げる時期を逸することなく、進めていただければうれしいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（塩原智恵美君） 1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 2問目の質問であります。

コロナ禍における生活困窮者への支援についてであります。

既に村出身の学生に村独自の支援金が支給され、アルバイト先がなくなり、本来の学業に専念できない学生にとっては、大変助かったと思います。

新潟県燕市においては、地元産のコシヒカリ5キログラムとマスクを送ったという話も聞きます。全国の学生の中でも、毎日の食で苦勞しているとも聞きます。

今後、当村においても、米や野菜のセットを送るなどの支援はできませんでしょうか。

また、県会一般質問の中で、生活困窮者の支援についての質問で、当局の答弁の中で、生活支援センターにつないで支援をするとありました。当村ではどういたしますか。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、私より高橋議員のご質問で、村出身の学生に米や野菜のセットを送るなどの支援はできないかということについて、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に伴いまして、当村におきましても、4月の当初、米やマスクなどを村出身学生にお送りするかどうかという検討をいたしましたが、そのとき、JA等に確認をさせていただき、村産米の確保が難しいという点や、同時期、都市部では非常に米が不足しているという情報が流れておりましたが、農協に確認したところ、不足は一時的なもので、もう供給はされているというお答えもあったものですから、そんな理由から、実施は見送ることといたしておりました。

その後、議員ご承知のとおり、村のほうでは物品等のお送りではないんですけども、教育委員会におきまして、朝日村学生応援緊急給付金給付事業というものを整備いたしまして、申請した学生の皆様に経済支援として定額3万円を支給しているという事業を実施してございます。

今後は、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえる中で、関係する機関等と相談させていた

だき、生活や就労等などでお困りの方の状況をしっかり見極めるとともに、新たな新型コロナウイルスの交付金等もご検討いただいているということですが、全てのコロナ対策の中で、さらにもう一回、必要性、重要性をしっかりと見極めながら検討したいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、高橋議員2つ目のご質問、コロナ禍における生活困窮者の支援について、お答えを申し上げます。

村では随時、生活支援窓口を開設し、生活困窮者の方への相談に応じております。また、直接的な支援は県社協が事務局である東筑摩郡内をエリアとします山形村いちいの里に事務所を置いている就労支援センターまいさぼ東筑が行っております。高橋議員がおっしゃる生活支援センターに当たる相談支援機関です。信州フードバンク等と連携をし、生活困窮者への食料支援体制や就労支援相談を行っております。

また、村社会福祉協議会は、まいさぼ東筑出張相談所の位置づけとなっており、生活福祉資金貸付等の生活困窮者相談窓口を設置しております。上半期の実績は、12件の生活困窮相談と収入減や失業等による緊急かつ一時的な生活維持のための貸付けとして11件235万円の貸付け相談を行っており、相談支援センターまいさぼ東筑へつなぐとともに、村とも連携して支援に当たっております。改めて新型コロナウイルスの生活への影響の大きさを感じているところであります。

小さな村の中だから相談しにくいと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、秘密は厳守いたします。まずは、お一人で悩まずに、お気軽にご相談をいただきたいと思います。

最後に、一日も早いコロナ禍の終息を切に願うものでございます。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。それぞれ課長さんには、今、答弁いただきまして、村でもしっかり考えてはきていただいたということが理解できました。

今、住民福祉課長の答弁の中で、生活支援センターまいさぼ、この辺が今、私は答弁で分

かったわけですが、村民に分かりやすく、このような場合には窓口、住民福祉課、そして、そこからそれぞれの機関につながるということになっていると思いますので、そこをはっきりさせてもらえれば、よりありがたいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（塩原智恵美君） これで高橋廣美議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時10分といたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後1時10分

○議長（塩原智恵美君） ただいまから本会議を再開します。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（塩原智恵美君） 6番、林 邦宏議員。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私は2問について質問させていただきます。

まず1問目なんですけれども、村道西洗馬7号線整備計画について。

4年越しに道路整備の道路線形案が上組、向陽台の住民の皆様を示されました。要望書提出からこの日が来ることを待ち焦がれた住民の代弁者として、この事業執行を決断された道路管理者の村長や関係職員を高く評価したいと思います。感謝いたしております。

提示された道路線形案では、現行の道路構造不具合箇所の整備が組み込まれております。長坂の上部は見通しの悪いカーブの緩和と道路拡幅、坂の下部は谷側への道路拡幅ですれ違いが容易になり、スムーズな通行が期待できそうです。平坦地の直角に近いカーブも緩和され、スムーズな通行が確保できることでしょう。

道路環境面では、坂の登り口から山側は杉、ヒノキの立木が、上部のカーブ付近はアカマツ、そしてサラの木が立木が生い茂っております。坂の谷側はヒノキで、上部のカーブ付近は杉、アカマツの立木となっております。

道路線形案によると、坂の山側、谷側の立木は伐採する計画になっているものの、登り口の墓地前、杉の伐採は計画から除外されております。

要望書には、道路のり面2メートル範囲の立木は全て伐採する内容です。理由は、冬季間の路面凍結を防ぐためです。地区住民の生活道路で、身の丈に合った要望です。冬季の凍結の緩和のためには、ぜひとも路面への日照を阻害する立木を伐採し、安心・安全な村道にしたいものです。上組、向陽台地区住民が村の中心、農協、郵便局、役場、公民館、保育園、小学校に出向いていかれる方々からの切なる要望です。

道路管理者である村長のお考えをお聞かせください。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條建設環境課長。

〔建設環境課長 上條浩充君登壇〕

○建設環境課長（上條浩充君） それでは、林議員ご質問の西洗馬7号線のお墓前の杉の木の伐採についてお答えさせていただきます。

まずは、西洗馬7号線の整備計画に、おおむねよい評価をしていただきましてありがとうございます。

さて、お墓前の杉の木が伐採する計画から外れている理由でございますが、要望書にあります長坂山側の擁壁から下った平地にあること、また、急なカーブを緩やかにするために、当該箇所は道路を畑側に大きく寄せていきます。現道の急カーブの半分以上が広い道路の路肩として残って、改良する道路から離れていくためでございます。そして、路面凍結を防ぐために伐採を希望するということについてですけれども、その地域を、その場所を測量した測量設計者と一緒に現地を調査した結果、お墓付近で道路から2メートル以内に存在する木は、その場所ですね、お墓付近で三、四本ございます。もしその木を切ったとしても、その奥に、山側には同等の高さの木や、それ以上に高い木が、それから日が差す角度と、これが約30度になりますので、それとほぼ同じ角度の山の斜面にもたくさん木が生えております。そうすると、路面凍結の範囲は伐採しても変わらず、解消されないということが分かっています。村の予算、この税金を投入することになりますので、改良する箇所についての伐採にさせていただきます。

ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今、期待しておりましたけれども、伐採しないという見解なんですけれども、地区住民にとっては、この箇所、先日もちらっと雪が舞ったとき、あの箇所はそれ相応の凍結路面になって、やはりという感じがありました。少なくとも平成28年度に当初の要望で枝打ちをしていただきました。この杉のところから山側、谷側。それで、様子を見ていますと、枝打ちをした木というのは、それぞれの時間がたってくると、木の特性というのか、生命力を維持するためには、障害にならない空間の、山側の木は谷側のほうへ、谷側の木の枝は山側にとこのような形で、時間がたてばそれなりの、路面の空間を覆うような形になってきて、今、枝打ちしてからもう4年経過していますけれども、だんだん元の姿に戻っていくような雰囲気です。

そのために、ぜひ山側、谷側については、坂から始まって、坂のスタートのところからぜひやっていただきたいということで、今、これを伐採しても、日照時間に支障がないとは言っても、やはりないに越したことはないというのが地区住民の思いです。

そして、これからまだ木の状態からいけば伸びて、ますますそういう面では道路の路面の上空を覆っていつてしまうというようなことで、せっかく道路を整備しても、何か中途半端に下のほうになってしまうのではないかと、そういうことで先日、常会がありましたけれども、その際、村道87号線が途中から拡幅ができずに、3分の1の道路幅になっていて、安心・安全という、そういう観点からいくと、それは非常に利用する住民なり、彼らにとっては村道のあるべき姿で、道路行政の欠陥になっているのではないかなと、そういうことで、特に村道西洗馬7号線は、地区住民、上組、それから向陽台合わせますと、99世帯で約303人ぐらいの人が今住んでおりますけれども、その人たちの切なる要望です。

ですから、これはぜひ対応していただきたいと思っておりますけれども、再度それをお願いしたいと思っております。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、今のお話に対して、私の見解を述べます。

今回、上組地区、向陽台地区の住民の方から、長坂は生活道路であるし、村道であるならば安全に通行できるようにということで、いろいろな要望が上がってきておりました。それは私も議員のときに一緒に常会に参加させてもらって、地区の方の要望は、それはそれで理解ができておりましたので、今回このような拡幅工事をするというところまで発展してきたわけですね。

ある程度、どこかの線で納得をしてもらうということは、私はうんと大事だと思っております。例えばこの間、今回の議会に補正予算を盛りかせていただいている学校坂の枝打ちの話がありますよね。あそこも言われてみれば、全部切ってくれと、村で。そういう要望なんです。けれども、それは基本的にどう考えても無理であるということで、必要最低限な、小学生の通う通学路でありますから、安全を見越して、あの枝だけは私はやはり切らなくてはいけないということで、今回補正を盛りかせていただいています。

そういった意味で、村中そういった木は、支障木は村中に広がるわけですし、やはりある程度の線で納得をいただくというのも、これは住民協働の一つではないかと私は思いますので、今回はあそこの道を拡幅する、そして今度新しい道からは2メートル以上その木は離れるわけですから、一旦そこで待ってもらって、そして次の解決策がないかということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今、村長から答弁をいただきましたけれども、この道路に関しては、やはり高齢者の方から、特に私も先ほど昼食に帰るとき通ってきましたけれども、やはり1名の方が農協へ行ってきたと言ってそこを通行しておりました。やはりここを早く、冬でもある程度安心して通行できる生活道路にしたいねというのが私との会話でした。やはり高齢者にとっては、村道西洗馬87号線ができていますけれども、三角形の2辺を通行するような、そういう形では負担がかかると。やはり先人の築いた道路が一番いいと。については、やはり安心・安全をぜひ確保していただけるような最善を尽くしてほしいということも先日の常会の席でも言われています。

私は皆様の代弁者ですから、とにかく皆さんの代弁を、道路行政に反映するように対応す

るのが私の責務ではないかなと思っているものですから、そういう思いをここの場で伝え、そしてなおかつ、ぜひ再考慮していただいて、学校坂の話も出ましたけれども、これは県道で、それ相応に対応するお気持ちがあるならば、やはり先ほどの村長の弁ではないですけれども、地区の要望で、上組地区は身の丈以上のことを言っているわけではなくて、せっかくやるならば、何とか気になるところ少しでも改善していただきたいと、それが切なる要望なんです。

そんなことで、再度これを再検討していただいて、当然地権者もあることなんですけれども、上組の思いがぜひつながり、そして令和4年の後半にはその思いがかなえられて対応できるような形で、ぜひ行政力を発揮して対応していただきたいなと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 林議員にお答えいたします。

林議員も上組だけの選出された議員ではありませんよね。村全体のことを考えて、いろいろ考えて私はいただきたいというふうに思います。

今、林議員の言うことを全部やり出すと、先ほども言ったとおり、村中同じことになりますので、その辺だけご理解をお願いします。そして、もしあそこの杉の木、今、4本くらいがかかるといふことのようなのですが、それがもし駄目だったら、林さんが先頭になって、上組、向陽台の皆さんから資金を募って、自分で切るといふこともいいことではないかと思えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） そこまで村長がおっしゃるということに関しては、私もそれに対してはそういう発言がよろしいのかどうかということに対してはとやかく申し上げませんが、やはり道路管理者として、そしてまた、たかが100世帯に満たないところ、今度の3期分譲がもし完売できれば、それに25世帯ぐらい加入されて三百何十人か、もしくは400人近くなるかもしれませんけれども、そういうところの環境だということも十分承知していただいて、再度ご検討願いたいということで、これをこのままやっても堂々巡りになるもの

ですから、この質問はこれで閉じますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 2問目の質問をどうぞ。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） それでは、2問目の質問に移りたいと思います。

この質問をしなくてはいけないかなと思ったのは、11月10日に15人限定でこの見学会を計画したと。そして、その計画の結果、11名の方が村外から参加されたと。それで参加された方の感想を聞きますと、これは史談会の会長から伺った件なんですけれども、非常に参加された方は好評であったと。今後またそんなことをしてくれないかいと、または、これからまた仲間を連れてくるよというような言葉を聞いたということで、私、地元の議員としまして、そうすると、やはりそれ相応の対応をしなくてはいけないのではなかろうかなと、そう思ったものですから、この質問を取り上げています。

それでは、2問目に入ります。

重ね城の遺構は今後いかに。

教育委員会の呼びかけで11月10日、武居城址、重ね城見学会が開催され、村内者4名、村外者11名の参加で行われたと伺っております。

重ね城は武居城の詰めの城と考えられ、武居城の尾根筋を登ること1.3キロの尾根上にあります。近年は高齢者の里山登山、里山登山といっても低山登山がはやっているようです。重ね城への尾根筋には笹が繁茂しており、定期的な整備は必須です。また、道筋は枯死木、そして海拔1,000メートル付近には平成28年1月28日、これは夜半だと思えますけれども、から29日に発生した雨氷被害木が枯死木として存在しており、いつ倒伏しても不思議でないと思えます。

安心・安全な探訪山行ができる体制づくりが必要ではないかと思えますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは私から、林議員2問目のご質問の重ね城の遺構の今後についてお答えをさせていただきます。

林議員お話にもありましたが、県史跡の武居城、重ね城の見学会を教育委員会が主催をいたしまして、11月10日、開催をいたしました。先着15名ということで応募をさせていただ

たところ、村内外から11名の参加があり、天候にも恵まれて、歴史を感じる見学会ができたかと思っております。また、重ね城は武居城から1.3キロほどの尾根を登るわけですが、尾根道の笹刈り等の整備を事前に行っていただいております。整備をしていただきました林議員にはお礼を申し上げるところでございます。

議員ご質問の安心・安全の探訪山行につきましては、お話のとおり、里山登山とともに、山城を訪れる方が増えていると聞いております。

武居城にも年間70名ほどの方が訪れております。武居城につきましては、県の史跡であり、村ではこれまでも遊歩道の整備を行い、一般の方が訪れることのできる城跡となっております。教育委員会でも一定の管理を行うとともに、地域の方々による笹刈り等の整備が現在も行われているところでございます。

重ね城については、城跡ではあるものの、ご承知いただいております。県史跡の指定ではなく、教育委員会では一般の方だけの登山については、勧めてはおりません。

今後につきましては、必要があれば、地元の皆様のご意見を伺う中で、史跡の指定や一般の方の登山について、文化財保護委員の皆様や教育委員会で検討がされると考えております。

したがって、教育委員会事務局では、重ね城への登山道、遊歩道としての管理整備は考えておりません。

また、ご指摘の平成28年の雨氷被害につきましては、必要に応じ、山林所有者の意向を確認する中で、担当課のほうで今後の対応がされると思っておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） この重ね城の遺構に関しては、朝日村の村史の下巻の歴史の中で、中期の遺構というような形でおりますけれども、せっかくそういうのがあるから、それなりきの管理をされて、そして訪れる人が安心・安全で通行できるような、そういう考え方もあっていいのではなからうかなと、そう思っております。

やはり村外から来られた方たちが仲間を連れてくるとしますと、いろいろなことが考えられます。これは全てが良好であればいいんですけれども、道筋にはいつ倒伏してもいいような、そういう枯れ朽ちたアカマツが、数えてみますと6本くらい。そして、その落葉樹のい

つ倒伏してもいいようなものが2本あります。

それから、雨氷被害に関しては、あの領域はちょうどそういう雨氷被害の、海拔からいって、そういうところになったと思うんですけれども、そういう形で、それが数にして60何本もあります。

そんなことで、いつ何時どうなってもいいような状態で、もし部外者が来られてそういう被害に遭ったときには、やはりそれは知りません、存じませんという形でいいのかどうかというものについては、そういう開催した以上は、それなりきの最小限度の維持管理ではないけれども、対応はしておくことが必要ではなからうかなと思います。

そして、参加されていたら気がつくでしょうけれども、あそこは有害鳥獣の防護柵の手前まで、時期によっては熊が出没しております。春先はヒノキの皮をむいて、その樹液をなめていると。行き先に皮のむかれたヒノキがあったと思うんですけれども、それは彼の仕業というのか、対応です。それから、ところどころにドングリの木があったり、そういうところは親子で子熊の、木に登ってドングリを採取する、そのトレーニング場になっているところもあります。それから、アカマツの林が多いものですから、そこに寄生するアリを食べに、本当に有害鳥獣の防護柵、今回、一部緩衝帯でアカマツを伐採していますけれども、その近くでは、いずれの時間帯でも出てくるのではなからうかなというようなことで、やはり熊の出没も考えられます。

そんなようなことで、何らかの手立ては講じておかななくてはいけないのではないかなと思いますけれども、その辺はどのようにお考えなのか再度お伺いしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 林議員ご質問の2問目の質問ですけれども、まず教育委員会が主催して行う見学会等については、事前に下見等も行う中で、一定の安全を確認しながら、人数も絞って行っていますので、その辺の安全管理については、主催する側が責任を持ちながら実施するということになるわけですが、林議員おっしゃいますように、一般の方が入る分については、その辺、責任を取るとはなかなか難しいと思いますし、倒木等があった場合には、いずれにしましても、山林所有者の方がおりますので、山の管理等については山林所有者の方の責任になるかと思われまますので、お願いをしたいと思います。

それから、林議員おっしゃいますように、熊の出没もあるということですので、史跡、城

跡といいますが、教育委員会としては、そういう熊の出没があるようなところを一般の方が安易に登っていただいてみるということは、逆に言えば、なかなか先ほど答弁したとおり、勧めることはできないのではないかと考えおりますので、お願いいたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、産業振興課のほうでは、林政の担当ということで、整備についてお話をさせていただきますが、平成28年の雨氷被害時に伴います、そのときは県の補助がございましたが、現在その補助等は終了してございます。そんなものですから、森林の整備をする際は、通常、森林経営計画という計画を、地権者とかそういった方々がお立てになりまして、施工していただける業者とお話をさせていただいて、地権者負担が発生する中でそういった林の整備をしなければいけないということになってございます。

そんなものが伴いますので、今回も個人の所有者がございまして、そういった方々とよくお話をさせてもらって整備しなければいけないということが発生しますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） いずれにしましても、雨氷被害による枯死木の箇所は別としましても、その沿線ですね、里山登山とか、そういうことに関しては、なかなかそれなりきのルートではないかなというふうに思います。そのところに、いつひっくり返ってもいいような、根が完全に朽ちて倒伏するような木が3本あります。ぜひ、せめてそのところは何とかそれなりきの対応をしていただけるとありがたいなと思うんですけども、その辺は一度、そういう形で村外の方が見えた以上、当然また来られる可能性は十分あるのではなからうかなと、そう思いますけれども、その辺はまた武居城の、公園の管理の一環みたいな形で、最初だけ、特にやばいと思われる倒伏しそうな木の伐採はやっていただければありがたいなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 林議員の今のご質問にお答えをしたいと思います。

先ほど次長が申し上げましたとおり、重ね城に行く遊歩道につきましては、それぞれ地権者が所有している土地でございまして、教育委員会としましては、そこに入ることを勧めているわけではございません。ですから、そこを村外の方、村内の方も含めて自由にどうぞということにはちょっと、先ほどのお話にありましたように、倒木の危険性、あるいは熊の危険性もあることから、控えさせていただいているというような状況でございます。

また、この重ね城につきましては、重ね城のある場所がちょうど塩尻市との境にございまして、本村だけの意向で物を動かすということはなかなか難しい状況にもございます。そんな意味からも、現在のところはこのような状況で、そちらのほうに遊歩道を作る、整備をするということについては控えているというような状況でございますので、何とぞご理解をいただければと思います。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 山の境が、隣は塩尻市小曾部地区の所有になっていると思います。そんなことで、そちらはルートによっては通らなくても済むような、そういうことも考えられますけれども、いずれにしても、正規のルートで行くと、やはり重ね城には全て朝日村の山林の中、朝日村の個人所有の山を通るという形になっていますから、ぜひその辺は前向きに対応して、せめて6本から8本ぐらいのいずれ倒伏しそうな、もしくは間もなく倒伏するような木の除去をぜひ実施していただきたいなと思います。

これをもちまして質問を終了いたします。

○議長（塩原智恵美君） 林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

◇ 中 村 文 映 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、7番、中村文映議員。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 7番、中村文映です。

本日は、小池副村長に就任1年2か月経過後の所感と村の今後の課題について質問させていただきます。

長年、朝日村は副村長を置かずに村政を運営してきました。そんな中、小林村長は、村政のスピード化と質の向上を図るとして、副村長を置くことを選挙公約にして当選されました。また、村長は就任当時、村は多くの問題を抱えているとの認識を示されました。実際、条例未交付問題や政策の指針となる村の第6次総合計画の策定や人事評価の策定など、行政の停滞が顕在化してきていました。加えて、村の大きな観光資源でもあるスキー場への多額の投資問題などもありました。

そんな中で、昨年10月1日付で小池副村長が就任されました。

副村長は県での豊富な事務経験を基に、先ほど上げた諸課題の解決や職員のスキルアップを指導し、主に村長が新設された企画財政課の所管する事務や総務全般に取り組んでいただいていることと思います。

そこでお伺いします。

1番目として、小林村長の村政目標である行政のスピード化と質の向上の実現を最大の指名として就任されたわけですが、具体的にはどのように現在進捗していますか。また、その所感及び評価をお伺いします。

副村長は就任当時、朝日村には縁もゆかりもない、だからこそまっさらな気持ちと外部の視点で村政に臨む。そのためには村民や職員の声に耳を傾け、村の実情を理解したいと発言しています。

そこで2番目として、実際にどのように村民と接し、村民の声をどのように聞いてこられたかお伺いいたします。また、その結果、朝日村の実情をどのように捉え、それを今後どのように村政に反映していかれるかをお伺いします。

副村長の県職26年余りの業務経験への期待とともに、県との密接な関係を築くということも、村長を初め、村民は大いに期待しているところです。副村長も就任時、県との関係強化について、私をうまく活用していただきたいと発言され、意欲的に取り組んでいただいていることと思います。

そこで3番目として、県との関係では、具体的にどのようなことをされてきたかをお伺いいたします。

副村長が中心となり策定した第6次総合計画の中で、最も重要な課題として捉えられているのが、少子高齢化と人口減少問題です。しかし、この課題は朝日村に限ったことではなく、日本全体が少子高齢化、人口減少に直面しています。そして、全ての市町村、もちろん隣の松本市や塩尻市、山形村でも最重要課題として取り組んでいます。

そこで4番目として、朝日村が住民に選ばれ住みたい村として第6次総合計画の人口目標を達成し存続していくためには、今何を最優先課題として捉え、村の財政状況を鑑みて、どのような施策に取り組んでいくべきかをお考えをお伺いします。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小池副村長。

〔副村長 小池貴浩君登壇〕

○副村長（小池貴浩君） 中村議員から4点ご質問をいただきました。順次お答え申し上げたいと思います。

まず1点目、行政のスピードと質の向上、これの進捗状況、所感、評価等はどうかということですが、初めに、スピードの面から申し上げます。

まず、私が県職員出身ということから、県と村との調整が必要な事務事業、これについては、私が県と村の間に入ることで、確実にスピードアップが図られていると感じています。

また、副村長という立場ですので、組織のナンバー2ということで、どこの部署にも属さない存在ですので、従前は村長だけが有していた横断的な視点、こういったものがもう一つ加わったということで、各課の間の連携が取りやすくなったと考えます。例えば子育て支援においては、教育委員会と住民福祉課の連携が進み、支援の対象となる方の年齢による切れ目がない支援、こういったものにスピード感が増したと捉えております。

そのほか、事務的なことですが、文書の決裁については、副村長専決事項というものはもちろんですけれども、村長に決裁権があるもので、村長の政策判断が不要であると、これは不要だなと私が判定した案件については、村長決裁はやめて、私が代決によって処理しています。そのため、村長が対外的な業務で役場に不在となることが多いですけれども、そういった中でも事務処理の滞りというのは防止できていると思います。

次に、行政の質の向上のほうですけれども、私は役場職員の資質の向上こそが、そのまま行政サービスの質の向上につながるものと考えています。そこで、職員の意識改革やスキルアップに努めているところなんですけれども、それが新しい取組としては、例えば接遇の研修をしてもらったり、先ほど議員ご指摘の人事評価制度の運用が始まりました、それから内部監査

といった新たな試み、こういったものについて、新しく取り組むことによってスキルアップに努めているというところです。

また現在、職員構成の見直しに着手しております。これは年齢構成の偏りの是正や、必要な部署には会計年度任用職員ではなくて、正規職員を振り替えて、これによって組織力を向上させるという狙いで、これは時間をかけて、数年にかけて段階的に進めていくようにいたします。

また、行政サービスの底上げという点では、将来的には他の自治体との事務の共同化、標準化というものに今、注目しています。これについては、最近よく報道されますけれども、県や国の動きが活発化しておりまして、例えば県は2022年度に市町村の定型的な事務の自動化というものを目指すというようなことも言っておりますし、国においては2025年度までに標準化を目指すものとして、市町村の基幹的な業務、住民基本台帳ですとか税の関係、住民税とか固定資産税とか、そういった税の関係、あるいは年金とか、そういった17つの分野におけるシステムを標準化させると、これは2025年度を目指すというようなことも報道されています。こうした波を的確に捉えて、最大限活用できるように、導入時期や導入分野を適切に判断して選択していきたいと思っています。

行政のスピードと質について、目に見える形で示すというのは、なかなか難しいと考えていますが、日々の業務遂行に当たり、スピードと質を常に念頭に、意識することは忘れずに、引き続き努力してまいります。

2点目のご質問、村民の声をどのように聞き、村の実情をどのように捉え、今後の村政にどう反映していくのかについてですが、私が昨年10月に就任したとき、村内で最も朝日村のことを知らないのは私に違いないということで、とにかく早く村の全体図を把握しなければという思いでございました。村の実情を知る方法として、大きく2つ、村民に対して直接的なものと、それと間接的なものと両方あると思います。

まず、村民に直接接することのできる場としては、出前村政というものがありましたので、就任直後の週末に開かれた下古見地区でのものから始まって、合計5回ですけれども、村長とともに住民の皆さんの生の声をお聞きしてまいりました。出前村政では、主に生活に密着した身近な問題に対するご要望をいただきました。ですので、そのご要望に対し対応できるものは、直ちに担当課が頑張ってくれまして、改善を図ってきております。ほんの一例ですけれども、例えば火事になってしまっていて放置されていた廃屋、これは地域で早く片づけてくれないかということで困っているというようなお声をお聞きして、早速撤去の作業、手続と

いうものに対応をいたしたり、あるいは松くい虫、この辺被害がもう出ているんだけど、早く確認してくれというようなお話に対しても、確認、必要なら伐倒燻蒸処理をしたり、あとは買い物バス、早く導入してくれないかなというような意見に対して、本年度は試行運転という形でできているところでございます。

ただ、今年度はコロナの影響で出前村政を今まで1度も本年度は開けておりません。落ち着きましたら、またこのような場を大切にしていきたいと思っています。

また、村民の声をお聞きする間接的な方法としては、アンケート調査というものもございます。ちょうど昨年度から今年度にかけて、村の計画ものの策定ラッシュにありまして、その都度、対象の異なる住民アンケートを行っています。第6次総合計画を初めとして、環境ですとか地域福祉、子育て、介護保険、男女共同参画など、多岐に計画が渡っておりまして、そうしたアンケート結果や計画の策定委員会、委員の皆様を通じて住民ニーズの把握に努めておりまして、そのニーズを各計画に反映の上、推進を図っている、またはこれからつくる計画については推進を図ろうとしているところであります。

3点目、県との関係ではどのようなことをしてきたかについてですが、私は県職員として26年余りの経験はありますけれども、県行政の分野の広さから言えば、携われてきたのは、ほんのごく一部にすぎません。ですので、専門的知識というものは限られておるんですが、しかしながら、県政の意思決定権を有する課長クラス以上の知り合いというものは大勢おります。よって、このことを生かしまして、村の事務事業の迅速化と円滑化に取り組んでいるところです。

細かい事柄がたくさんになりますので、個々の事例についてはここでは省略いたしますが、県における仕事の進め方の照会だったり、県の担当部署へのダイレクトなつなぎだったり、あるいは県からの情報や協力のいち早い引き出しというようなことは、ある程度できているのではないかと考えています。

また、県と協力しながら今後発展させていきたい取組を幾つか上げますと、先ほど高橋良二議員のご質問と村長の答弁にもありましたが、将来の医師不足に備えた医療体制の検討ですね、こういったものは県庁には医師や看護人材の確保の専門の対策をする課がありますので、そういったところも連携しながら取り組んでいきたいと思っています。

それから、いろいろあるんですが、先ほど高橋廣美議員のご質問と建設環境課長の答弁のところにもありましたが、小水力発電の新規開発ですね、これは県の企業局が今、調査をしておりますので、地元の皆さんのご理解が得られれば、来年にも例えば設計、再来年にも工事

着工できるのかなというような段階に来ております。こういったことも協力して進められると思います。もしこの小水力の発電所ができますれば、当然固定資産税相当分の収入が村に入ってくると思いますし、あるいは災害時に緊急の電源としてある程度機能できるのではないかなと期待しています。

また、水道水のほうでも、安定供給のために、近隣の山形村と松本市、あるいはこれも県の企業局なんですけれども、松塩水道事務所なんかありますので、そういったところも連携して、広域事業ができないかと思っています。

ほかにもいろいろあるんですけれども、引き続き県との連携を密にして進めてまいりたいと思います。

なお、直近では来週、移動知事室の松本地域版が開催される予定で、このメニューの一つとして、阿部知事の朝日村への訪問というものが取り付けることができたんですが、ちょっと先ほど入った情報によりますと、どうしてもコロナの対応で知事が県庁を離れることができないということで、ちょっとその予定がなくなってしまいました。12月16日に予定されていたんですが、村の各連絡協議会と知事との意見交換が実現するはずだったんですが、ちょっと残念なことになってしまいました。

ただ、こうした県政と村民を近づける取組というのは、今後とも行うことができればいいかなと思っています。

最後に4点目、住みたい村として存続していくために、何を優先課題に財政状況を鑑みながら課題解決に取り組むべきかについてですが、村の最重要課題は、中村議員ご指摘のとおり、少子高齢化、そして人口減少問題、そのとおりだと思っています。村民アンケートでは、朝日村に今後も住みたいと回答してくれた人が約7割弱に上っておりますので、今住んでいる方々の満足度は高いというふうに理解をしています。ですので、このことは大事にしていくとともに、今後さらに充実させるべきなのは、村外からの、外からの呼び込みだと考えています。そのために最優先となるのは、村長の答弁にもありましたけれども、住宅政策であると考えます。

村ではここ数年、向陽台の宅地造成が48区画、そして空き家活用などの制度によって、こうしたものに取り組んだ結果、人口減少のペースを遅らせることができた実績、成功体験があります。例えば社会動態で申し上げますと、転入、転出の差ですね、これが平成22年から26年の5年間では100人のマイナス、要は転出超過、100人のマイナスだったものが、平成27年から令和元年までの5年間ではマイナス6人にブレーキをかけられたというような実績が

あります。間もなく3期造成の25区画も分譲受付が始まって、こちらも転入者の増が期待できます。

しかし、そのほかに目を向けると、現在、空き家があっても、貸してもらったり売ってもらえる物件がない、民間のアパートは満室、一般向けの公営住宅もないというような状況です。

先ほど齊藤議員のご質問、村長答弁にもありましたけれども、私も実際に先日、新規就農移住者希望の方がいらっしゃったのですけれども、日を待たないで入居できる住まいが見つからないとの理由で、他の自治体に行かれてしまい、悔しい思いをいたしました。齊藤議員と同じようなお話です。こうしたことから、移住者を呼び込める居住の場の確保は戦略的に取り組まなければならないと考えています。

一方で、財政状況なんですが、皆さんご存じのとおり、どこの自治体もコロナの影響で税収不足が見込まれており、来年度は極めて厳しい状況です。朝日村も例外ではありません。近日中に、今後10年の村の財政計画をお示ししますけれども、その中では、年度によって数千万から1億円を超える収支のマイナスが見込まれています。こうした状況ですので、ハードもの、観光施設ですとか文教施設、道路、橋といったハードの改修というものは、例えば先送りなどの見直しに迫られています。

こんな状況下ではありますが、移住者が1人でも増えれば、住んでくれる人が1人でも増えれば、普通交付税が年に20万円、そして税収も、住民税だけでも年に20万円の増収が見込めると思われます。そしてもちろん、人が増えれば村に活力も生まれます。そのため、長期的視点に立って、費用対効果というものをきちんと十分に見極めながら、住宅政策こそは、多少お金をかけてでも進めるべきだと考えています。

それとともに、子育てしやすい村、そして農業立村、この2つですね。子育てしやすい村として引き続きの子育て支援の充実や、農業立村として新規就農ですとか農業の継承がしやすい支援、こうしたものも住宅とのパッケージで推進、発信することで、朝日村住みたい、住み続けたいと思ってもらえる村を目指したいと考えています。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 非常に丁寧なご答弁ありがとうございました。

本当に35分という短い時間ですので、なかなか丁寧に答えていただいたんですけども、それに対してもっと深く聞きたいところですが、時間がないので次に移らせていただきますが、2007年に改正された地方自治法では、161条で助役時代にはなかった村長の事務の一部につき、長の委任を受けて副村長が事務を執行できることが付け加えられました。すなわち、村長は、村長の固有の権限である議会の招集、条例の交付、使用職員の任命を除いて、副村長に事務を委任できるわけですが、現在、小林村長から副村長への事務委任についての相談はありますか。

○議長（塩原智恵美君） 答弁を求めます。

小池副村長。

〔副村長 小池貴浩君登壇〕

○副村長（小池貴浩君） 地方自治法に基づく事務の委任ということですが、現在、これとこれとこれというような具体的な事務を村長から委任されているということは特にありません。ただ、村長から言われていることは、やはり役場の職員をしっかりと動かしてほしいというようなこと、要は内部組織をしっかりときちんと運営してほしいということと言われておまして、それ全体を見てほしいということです。村長は、やはり対外的な交渉ですとか政策的判断というものをしますので、中の細かな事務処理というものを私は全てを任されていると認識しております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 再質問ございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 村長が目指す行政のスピード化と質の向上、そのためには多忙を極める村長の仕事量の軽減を図るためにも、今後、副村長への事務委任が必要ではないかというふうに考えます。ぜひ今後、村長と委任についても話していただき、小池副村長が幾つかの事業の先頭に立って、リーダーシップを発揮していただけたらなと希望するところでございます。

さて、昨年9月の定例会で……、ちょっと時間がないので飛ばして、先ほど副村長からも答弁いただきましたが、役場の働き方改革、行政改革大綱の見直し、その一環の若手職員による模擬村政運営や職員採用の上級職の設定、職員のマナー研修、内部監査の導入など、今年度に入り、矢継ぎ早に取り組まれたことは、非常に新しい血の刺激、副村長の来ていただ

いた成果ではないかというふうに私も捉えているわけですが、一番大事なのは、村長の民間感覚や経営手腕、そして副村長の豊かな事務経験を職員が追体験し、その姿勢や言葉に薫陶を受けて、視野を広げてチャレンジ精神を発揮して、意欲的に仕事に取り組んでいただけることが、村の将来の発展につながると私は考えています。

先ほど答弁にも少しありましたが、行政改革大綱の策定で顕在化した職員の定数や年齢の偏りなど、問題が内包する中、今後10年間を見据えて、職員の人事配置や若手の教育育成などをどのように考え、村長に提案していくか、先ほどお答えいただいておりますが、もし何か付け加えることがありましたらお伺いします。

○議長（塩原智恵美君） 小池副村長。

〔副村長 小池貴浩君登壇〕

○副村長（小池貴浩君） それでは、職員の人材育成という観点でのご質問かと思えます。

ご指摘いただいたとおり、本年度、要するに役場内部における新しい取組というものを総務課中心になっていただいて、非常にたくさんの取組をしてきました。それで、一番は、やはり人材育成というのは時間がかかる、当然ね。皆さんご存じのとおり、時間がかかるものですので、行政改革の大綱のほうにしっかりとそういうものを位置づけて、少し長いスパンで取り組んでいきたいなと思っております。

役場の職員というものは、行政を進める上では一番の財産になると思っておりますので、しっかりとその辺を道筋をつけたいなという考えであります。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 副村長が就任されて1年2か月余りがたったわけですが、今年はコロナ禍で、朝日村でも多くのイベントや会合が中止になり、副村長が村民とじかに親しく会話する機会も失われているような状況ではございますけれども、まだまだ村民に伺いますと、残念なことに副村長の存在感が薄いようなお声も聞きます。お顔も知らないとおっしゃる方もいらっしゃいます。非常にコミュニケーションが取りにくいこんな状況ではあります、ぜひ機会を捉え、機会をつくっていただき、多くの村民と交流していただき、村民の生活に接し、考えを理解し、それを村長に伝えていただき、村政に反映する先頭に立っていただきたいと思っております。強く願うものでございます。

本日は丁寧なご答弁ありがとうございました。以上で私の質問を終わります。

○議長（塩原智恵美君） これで中村文映議員の一般質問は終了しました。

以上で一般質問は全て終了しました。大変ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（塩原智恵美君） 本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時13分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年朝日村議会12月定例会 第3日

議事日程(第3号)

令和2年12月14日(月)午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 常任委員長の報告
- 第4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第5 議案第99号から議案第121号までの質疑、討論、採決
(追加付議事件)
- 第6 議案第122号 朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 第7 議案第123号 朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 第8 議案第124号 朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 第9 議案第125号 工事請負契約の変更について
- 第10 発議第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための
意見書について
- 第11 発議第5号 災害からの復旧・復興及び国土強靱化等に向けた社会資本整備の促
進を求める意見書について
- 第12 議案提案説明
- 第13 議案内容説明
- 第14 議案第122号から議案第125号まで並びに発議第4号及び発議第5号の質疑、討
論、採決
- 第15 議員派遣について
- 第16 閉会中の継続調査の申出について

出席議員（10名）

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	北 村 直 樹 君	11番	塩 原 智 恵 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	小 池 貴 浩 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会計管理者兼 総務課長	塩 原 康 視 君
企画財政課長	上 條 晴 彦 君	住民福祉課長	上 條 文 枝 君
建設環境課長	上 條 浩 充 君	産業振興課長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君	子 育 て 支 援 課長	中 村 聡 子 君

事務局職員出席者

議会事務局長	上 條 裕 子 君	主 事 補	石 田 和 香 君
--------	-----------	-------	-----------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（塩原智恵美君） 改めましておはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塩原智恵美君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塩原智恵美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

1番 上 條 俊 策 議員

2番 高 橋 良 二 議員

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第2、諸般の報告を行います。

入札結果調書が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

初めに、高橋総務産業委員会委員長。

高橋委員長。

〔総務産業委員長 高橋良二君登壇〕

○総務産業委員長（高橋良二君） 総務産業委員会、陳情等審査の報告をいたします。

本委員会に付託された陳情3件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

委員会は12月7日開催し、慎重に審査した結果、陳情第7号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書、陳情第8号 最低制限価格の設定に関する陳情書及び陳情第9号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書につきましては、いずれも採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、国土交通省告示の準拠や、最低制限価格の設定の必要性、建設士が抱える長時間労働や後継者不足等の課題について、陳情者の説明後、陳情書の各内容につき審査した結果、当村として今後とも履行されることが望ましく、全会一致で採択されたものです。よろしくご審議いただけますようお願い申し上げます。

なお、村長宛てに地方自治法上の意見書提出はできないこととされておりますので、村当局におかれましては本陳情書の趣旨を十分ご賢察の上、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上、報告を終わります。

○議長（塩原智恵美君） 次に、林社会文教委員会委員長。

林委員長。

〔社会文教委員長 林 邦宏君登壇〕

○社会文教委員長（林 邦宏君） 社会文教委員会、陳情審査委員長報告。

本委員会に付託された陳情1件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

委員会は12月7日に開催し、陳情第6号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書につきましては、慎重審査の結果、採択としました。

審査の主な経緯を申し上げますと、新型コロナウイルス感染症の経験から、医療、介護、福祉の現場の課題や現状等について陳情者の説明後、陳情書の内容につき審査した結果、経

済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼす感染症等に対応できる医療、介護、福祉等社会保障を支える体制の充実強化、また、公衆衛生施策の充実や社会保障費の財源確保は地域住民の安全、安心の暮らしには欠かせない喫緊の課題であるとし、全会一致で採択をしたものです。

なお、意見書を関係機関に送るため、議案を本日提出したいと思います。よろしく審査賜りますようお願い申し上げます。

以上、報告といたします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（塩原智恵美君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、陳情第6号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第6号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第7号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第8号 最低制限価格の設定に関する陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第8号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第9号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第9号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎議案第99号から第121号までの質疑、討論、採決

○議長（塩原智恵美君） 日程第5、議案第99号から議案第121号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第99号 朝日村議会議員及び朝日村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第99号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 朝日村公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第100号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 朝日村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第101号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第102号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第103号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 朝日村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第104号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号 朝日村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第105号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号 朝日村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第106号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 朝日村かたくりの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第107号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第108号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号 古見ふれあい親水公園施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第109号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号 朝日村教育資金利子補給金交付条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第110号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

議案第110号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号 朝日村障害者等共同作業訓練施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第111号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題としま

す。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第112号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

議案第112号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号 村道路線の廃止についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第113号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号 村道路線の認定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第114号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号 令和2年度朝日村一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第115号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

議案第115号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第116号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第116号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

議案第116号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号 令和2年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第117号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

議案第117号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号 令和2年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第118号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

議案第118号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第119号 令和2年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第119号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

議案第119号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第120号 令和2年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第120号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号 令和2年度朝日村下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第121号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

議案第121号は原案のとおり可決されました。

◎議案第122号から議案第125号まで並びに発議第4号及び発議第5号の上程

○議長（塩原智恵美君） 日程第6、議案第122号から日程第9、議案第125号まで並びに日程第10、発議第4号及び日程第11、発議第5号の議案を一括上程します。

提出されました議案はお手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第12、ただいま提出されました議案第122号から議案第125号までの議案の提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

議案第122号から議案第124号につきましては、朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるものでございます。

次に、議案第125号は工事請負契約の変更について議決を求めるものでございます。

以上、4件でございます。担当課長より補足説明をいたしますので、よろしくご審議の程賜りますようお願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） この際、お諮りします。

発議第4号の議案提案説明につきましては、先ほどの委員長報告の際説明が尽くされており、採択に伴う意見書の提案でありますので、議会会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますがお異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、発議第4号の議案につきましては提案理由の説明を省略することに決定しました。

次に、発議第5号の提案理由の説明を求めます。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二議員） 発議第5号 災害からの復旧・復興及び国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書の提案理由を説明いたします。

近年、気候変動による自然災害や大規模地震が多発し、県内でも令和元年の台風災害や本年7月の豪雨災害等により甚大な被害が発生しているほか、糸魚川静岡構造線断層帯による大規模地震発生の可能性も指摘されています。

このような中、国では被災地への支援要請に迅速に対応するとともに、国民経済や生活を支えるインフラ等の機能維持等の対策に取り組んでいるところです。被災地の復旧、復興に向けた手厚い支援や、国土強靱化対策、インフラの計画的予防保全、災害リスクの増大に対応した道路網の整備等は継続的な取組が必要であります。

別枠での予算の確保、体制の拡充強化等により災害からの早期の復旧、復興を図るとともに、防災、減災、国土強靱化に向けた社会資本整備を一層進めるため、衆参両院関係行政庁へ意見書を提出したいと思います。

この意見書への議員の皆様のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

◎議案内容説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第13、議案内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩します。

休憩 午前 9時31分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時34分

○議長（塩原智恵美君） 本会議を再開いたします。

◎議案第122号から議案第125号まで並びに発議第4号及び発議第5号の質疑、討論、採決

○議長（塩原智恵美君） 日程第14、議案第122号から議案第125号並びに発議第4号及び発議第5号の質疑、討論、採決を行います。

お諮りします。議案第122号から議案第124号までは人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

初めに、議案第122号 朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

柳沢俊作氏について、朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、柳沢俊作氏の朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意することに決定しました。

次に、議案第123号 朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること

についてを議題とします。

上條安志氏について、朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、上條安志氏の朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意することに決定しました。

議案第124号 朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

上條幸男氏について、朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、上條幸男氏の朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意することに決定しました。

次に、議案第125号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第125号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

議案第125号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号 災害からの復旧・復興及び国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

発議第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（塩原智恵美君） 日程第15、議員派遣についてを議題とします。

朝日村議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定しました。

◎継続調査の申出について

○議長（塩原智恵美君） 日程第16、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で、本会議の会議に付された事件は全て終了しました。

◎村長挨拶

○議長（塩原智恵美君） ここで、小林村長から挨拶したい旨申出がありましたので、これを許可します。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本日は多くの案件をご審議いただき、原案どおり可決をいただきました。ありがとうございました。

年末にかけて火災が多いシーズンとなります。既に今年度3件発生しております。原因は、たき火の始末が不十分であった、そして、料理中に目を離していた、熱による木材の経年炭

化、この3件でございます。くれぐれも火の用心をお願いいたします。

いよいよ新型コロナウイルスが身近に迫ってきております。村内における発生も視野に入れなければなりません。村民の皆様方には、新たな生活様式の下、コロナウイルス感染予防を引き続きお願いするとともに、万が一朝日村で感染者や濃厚接触者が発生したとしても、くれぐれも誹謗中傷、差別や偏見等なきようお願いを申し上げます。

最後に、議員の皆様方には寒さも増し、また冬本番を迎えます。どうぞご自愛をされ朝日村発展のためご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。これで、お礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（塩原智恵美君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年朝日村議会12月定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時42分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員